

第2編 震災対策編

第1部 災害予防計画	2-1
第1章 災害に強いまちづくりの推進	2-1
第1節 基本方針	2-1
第2節 出火の防止	2-2
1. 一般家庭に対する指導.....	2-2
2. 防火対象物の防火管理体制の確立.....	2-2
3. 火災予防に係る立入検査の強化指導.....	2-2
4. 危険物施設等の保安監督の指導.....	2-2
5. 化学薬品等の出火防止.....	2-2
6. 消防同意制度の活用.....	2-2
7. 火災警報器の設置.....	2-2
第3節 防災空間・拠点の整備、拡大	2-2
1. 緑地の保全.....	2-2
2. 農地の保全.....	2-3
第4節 住宅市街地の防火性向上の推進	2-3
第5節 道路・橋りょうの整備	2-3
1. 道路の整備.....	2-3
2. 橋りょうの整備.....	2-4
3. トンネルの整備.....	2-5
第6節 河川の整備	2-5
1. 基本的な考え方.....	2-5
2. 現状と課題.....	2-5
3. 対策方針.....	2-5
第7節 建築物の耐震・不燃化	2-6
第8節 ライフライン施設の耐震性の確保	2-6
1. 上水道施設.....	2-6
2. 下水道施設.....	2-7
3. 電力施設.....	2-7
4. 通信施設（東日本電信電話㈱）.....	2-7
第9節 鉄道施設の安全化	2-8

1. 鉄道施設	2-8
第 10 節 危険物施設等の安全化	2-8
第 11 節 漁港の防災機能の活用	2-9
1. 漁港の防災拠点としての整備	2-9
2. 漁港施設の耐震化	2-9
3. 漁港管理者等による大規模災害時の応急対応業務に係る協定締結の促進	2-9
第 12 節 各種災害協定の締結推進	2-9
第 2 章 防災知識の普及	2-10
第 1 節 計画の方針	2-10
第 2 節 町職員に対する防災教育	2-10
第 3 節 町民に対する防災知識の普及	2-10
1. 普及方法	2-11
2. 普及内容	2-11
第 4 節 児童・生徒等に対する防災教育	2-12
第 5 節 防災上重要な施設管理者等に対する教育	2-12
第 6 節 過去の災害教訓の伝承	2-12
第 3 章 防災訓練	2-13
第 1 節 防災訓練	2-13
1. 基本的な考え方	2-13
2. 現状	2-13
3. 基本方針	2-13
第 2 節 防災関係機関等の訓練	2-14
第 3 節 町民、事業所等の訓練	2-15
第 4 章 自主防災組織の育成	2-16
第 1 節 協力体制の確立	2-16
第 2 節 自主防災組織の育成	2-16
第 3 節 事業所の自衛消防組織の強化	2-17
1. 防火管理体制の強化	2-17

2. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織	2-17
3. 中小企業の事業継続	2-17
第 5 章 情報収集・伝達体制の整備	2-18
第 1 節 災害通信網の整備	2-18
1. 防災行政無線	2-18
2. 県防災情報システム	2-18
3. 震度情報ネットワーク	2-18
4. 非常通信体制の充実強化	2-19
第 2 節 無線の設置場所等	2-19
1. 県防災行政無線	2-19
2. 町防災行政無線	2-19
3. 県防災情報システム	2-19
4. アマチュア無線	2-19
第 3 節 その他の情報収集・伝達手段	2-19
第 4 節 職員に対する通信施設の使用方法的習熟等	2-19
第 6 章 防災体制の整備	2-20
第 1 節 町の防災体制の整備	2-20
1. 日ごろからの危機管理意識の醸成	2-20
2. 県、市町村及び防災関係機関の連携の強化	2-20
3. 災害対策本部の活動体制の整備	2-20
4. 協定等の締結	2-20
5. 受援体制の整備	2-20
6. 広域避難者の受け入れ体制の整備	2-21
7. 非常用電源の設置状況等の収集・整理	2-21
8. 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備	2-21
第 2 節 町の業務継続計画 (BCP)	2-21
1. 業務継続計画 (BCP) の策定	2-21
2. 策定に係る重要 6 要素	2-21
第 7 章 調査研究	2-23
第 1 節 地区別防災カルテの作成	2-23
第 2 節 震災対策に関する調査研究	2-23
第 3 節 要配慮者に関する調査研究	2-23

第4節 地域防災計画に関する調査研究.....	2-23
第8章 火災予防	2-24
第1節 消防施設等の増強.....	2-24
1. 消防庁舎の改築.....	2-24
2. 消防車両等の現況.....	2-24
3. 消防組織の現況.....	2-24
第2節 消防団等の活動強化.....	2-24
1. 消防機械器具配置状況.....	2-25
2. 消防団組織の現況.....	2-25
第3節 出火の防止.....	2-25
1. 一般家庭に対する指導.....	2-25
2. 防火対象物の防火管理体制の確立.....	2-25
3. 火災予防に係る立入検査の強化指導.....	2-25
4. 危険物施設等の保安監督の指導.....	2-25
5. 化学薬品等の出火防止.....	2-25
6. 消防同意制度の活用.....	2-25
7. 火災警報器の設置.....	2-25
第9章 消防水利等の確保	2-26
第1節 消防水利等の現況.....	2-26
第2節 整備方針.....	2-26
第10章 津波災害予防	2-27
第1節 町民の津波に対する知識の普及.....	2-27
1. 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成.....	2-27
2. 防災教育の推進.....	2-28
3. 津波防災訓練の実施.....	2-28
4. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮.....	2-28
第2節 津波避難対策.....	2-29
1. 津波浸水予測図.....	2-29
2. 津波ハザードマップの作成・周知.....	2-32
3. 町の津波避難体制の確立.....	2-32
4. 町の津波情報受伝達体制の確立.....	2-33
第3節 津波防護施設等の整備.....	2-34

1. 海岸保全施設及び河川堤防の整備	2-34
2. 防災施設の点検、診断、改修及び補強	2-34
3. 防災林の設置	2-34
4. 避難場所及び避難路の指定・整備	2-34
第 11 章 土砂災害予防	2-35
第 1 節 土砂災害警戒区域等の把握	2-35
第 2 節 警戒避難体制の整備	2-35
第 3 節 パトロールの実施	2-36
第 4 節 町民への周知等	2-36
第 5 節 防止工事の実施	2-36
1. 地すべり対策	2-36
2. 急傾斜地崩壊対策	2-36
3. 土石流災害対策	2-36
4. 山地災害対策	2-37
第 12 章 避難所等の整備	2-38
第 1 節 避難所等の整備	2-38
1. 指定緊急避難場所の指定等	2-38
2. 指定避難所	2-41
第 2 節 避難路の整備	2-42
第 3 節 避難場所・避難所、避難路の周知	2-42
第 4 節 避難所等における感染症対策	2-42
第 5 節 介護犬・ペット等との同行避難のための環境整備	2-42
第 6 節 避難所運営方針の周知	2-43
第 7 節 震災対策用貯水施設等の整備	2-43
第 8 節 道の駅の防災機能強化	2-43
第 9 節 ヘリコプター臨時離発着場等の確保	2-43
第 10 節 協定の締結	2-43
第 13 章 要配慮者等の安全確保のための体制整備	2-44

第1節 避難行動要支援者への対応	2-44
1. 全体計画の策定	2-44
2. 避難行動要支援者名簿の作成等	2-44
3. 個別避難計画の策定	2-46
第2節 要配慮者全般への対応	2-46
1. 支援体制の整備	2-46
2. 避難指示等の情報伝達	2-46
3. 防災設備等の整備	2-46
4. 福祉避難所等の整備	2-46
5. 防災知識の普及、防災訓練の充実	2-47
6. 在宅避難者等への支援	2-47
7. 広域避難者への対応	2-47
8. 安否確認手法のマニュアル作成	2-47
第3節 社会福祉施設等における防災対策	2-47
1. 施設の安全対策	2-47
2. 組織体制・計画の整備	2-47
3. 防災教育・防災訓練の充実	2-47
第4節 外国人への対応	2-48
1. 防災知識の普及・防災訓練の充実	2-48
2. 外国人への県の対応	2-48
第14章 危険物施設等災害対策	2-49
第1節 危険物施設等の現況	2-49
第2節 施設の安全指導	2-49
第3節 保安教育及び訓練の実施	2-49
第4節 自衛消防組織の充実	2-49
第5節 施設の耐震化の促進	2-50
第6節 学校・研究施設等の対策	2-50
第7節 LPガス対策	2-50
第15章 液状化対策	2-51
第1節 実施方針	2-51

第2節 危険地域の現況	2-51
第3節 液状化対策計画	2-51
1. 上水道施設	2-51
2. 下水道施設	2-52
3. 漁港施設	2-52
4. 道路橋りょう	2-52
5. 河川・海岸	2-52
第4節 液状化対策の広報・周知	2-52
第5節 液状化被害における生活支援	2-52
第16章 建築物等災害予防	2-53
第1節 建造物等災害予防	2-53
1. 公共建築物	2-53
2. 一般建築物	2-53
第2節 ブロック塀、自動販売機等の倒壊防止対策	2-53
1. 市街地内のブロック塀及び自動販売機等の実態調査	2-53
2. ブロック塀等の倒壊・落下防止	2-53
3. 自動販売機の転倒防止	2-54
第3節 窓ガラス、看板等の落下防止対策	2-54
第4節 コンピュータの安全対策	2-54
第5節 文化財の保護	2-54
1. 文化財の現況	2-54
2. 建造物に対する耐震対策	2-54
3. 美術工芸品に対する耐震対策	2-54
4. 史跡・名勝に対する耐震対策	2-55
5. 火災対策	2-55
6. 文化財防災対策の連携	2-55
7. 補助金及び融資	2-55
第17章 災害時の医療確保	2-56
第1節 医療機関の稼働状況等	2-56
第2節 初期医療体制の整備	2-56
1. 平時業務及び発災により発生する業務の見直し	2-56

2. 非常参集基準の明確化	2-56
3. 非常参集可能職員等の把握	2-56
4. 勤務時間内外における職場との通信手段の確立	2-56
5. 町の避難所及び危険箇所の把握	2-56
6. 防災関係機関との連携の充実・強化	2-57
第 18 章 生活関連物資等の確保	2-58
第 1 節 飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況	2-58
第 2 節 備蓄倉庫の整備	2-58
第 3 節 各人による非常持出品の確保指導	2-59
第 4 節 生活関連物資等の供給体制の整備	2-59
第 5 節 協定の締結	2-59
第 6 節 帰宅困難者支援に係る備蓄	2-60
第 7 節 災害時の物流体制の整備	2-60
第 8 節 医薬品及び応急医療資機材等の整備	2-60
1. 災害用医薬品等の備蓄	2-60
2. 応急医療資機材の備蓄	2-60
第 19 章 ボランティア活動の環境整備	2-61
第 1 節 ボランティアの活動分野	2-61
1. 専門分野	2-61
2. 一般分野	2-61
第 2 節 ボランティアとして協力を求める個人、団体	2-61
1. 個人	2-62
2. 団体	2-62
第 3 節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	2-62
1. 平時におけるボランティア意識の啓発	2-62
2. 災害時における参加の呼びかけ	2-62
第 4 節 災害時におけるボランティアの登録、派遣	2-62
1. 担当部局による登録	2-62
2. (仮称) 災害ボランティアセンター及び町による登録	2-63
3. 被災現地における受け付け	2-63

4. 感染症対策について.....	2-63
第 20 章 帰宅困難者等対策	2-64
第 1 節 帰宅困難者等	2-64
1. 帰宅困難者の定義.....	2-64
2. 帰宅困難者の発生予想数.....	2-64
第 2 節 一斉帰宅の抑制	2-64
1. 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	2-64
2. 安否確認手段の普及・啓発	2-65
3. 帰宅困難者等への情報提供	2-65
4. 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策.....	2-65
第 3 節 帰宅困難者等の安全確保対策	2-65
1. 一時滞在施設の確保と周知	2-65
2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請.....	2-65
3. 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請.....	2-66
第 4 節 帰宅支援対策	2-66
1. 帰宅支援対象道路の周知.....	2-66
2. 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知	2-66
3. 搬送手段の確保.....	2-66
第 5 節 関係機関と連携した取り組み	2-66
1. 帰宅困難者等対策連絡協議会	2-66
2. 駅周辺帰宅困難者等対策協議会	2-66
第 6 節 鉄道事業者の取り組み	2-66

第1部 災害予防計画

地震は自然現象であり、現在の科学技術で防止することは不可能である。

しかしながら、地震の発生に際して被害を軽減させることは可能であり、このための予防計画の樹立、実行は重要な課題である。

災害予防対策においては、災害に強い安全なまちづくりを進め、地域社会の防災能力を高めるため、避難場所・避難路、防火水槽、防災拠点、防災基盤の整備を計画的、積極的に推進していく。

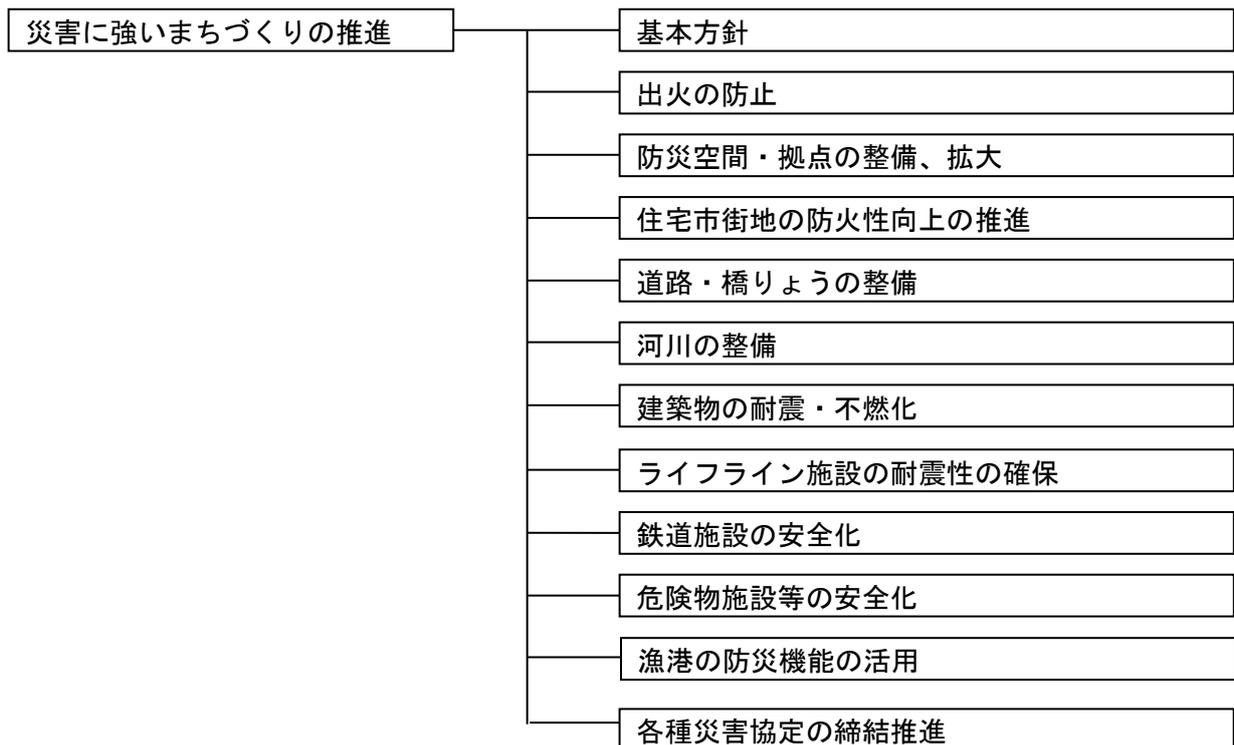
災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために平常時から実施すべき実務及び業務についての計画とする。

第1章 災害に強いまちづくりの推進

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課、各事業所、県、消防本部、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、東京電力パワーグリッド(株)〕

大規模震災に対する被害の軽減を目的とし、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

＜施策の体系＞



第1節 基本方針

地震時における町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、防災空間・拠点の整備、拡大、住宅市街地の防火性の向上等、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

そのため、町は、防災上の課題を把握、分析し、住民及び県と連携しつつ町の防災構造化対策を実施する。

第2節 出火の防止

1. 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため、町は、行政区、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取り扱いについて指導を行う。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が県内すべての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

2. 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者等設置義務対象の防火対象物には、防火管理者等設置の徹底を図るとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

3. 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防本部は、消防法4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

4. 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取り扱い従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

5. 化学薬品等の出火防止

町は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

6. 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

7. 火災警報器の設置

消防法に基づき住宅用防災機器の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段等)に住宅用火災警報器、または住宅用防災報知設備を設置するよう指導する。

第3節 防災空間・拠点の整備、拡大

1. 緑地の保全

緑地及び農地は、震災時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割が非常に高い。従って、町内の緑地や農地の防災効果を高めるよう努める。

(1) 基本的な考え方

緑地は、大地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難場所として重要な役割を担っている。このため、防災上機能向上の観点から計画的に緑地の保全を推進する。

(2) 現状と課題

緑地は、山間部の森林や海岸部の保安林など緑豊かな自然として町民に潤いと安らぎをもたらしているが、住宅密集地区においては、公園等の緑地が少ない。

(3) 対策方針

町の貴重な財産である広大な自然緑地を土地利用規制に基づき、適正に管理してその保全に努める。また、住宅密集地区においては、計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

2. 農地の保全

(1) 基本的な考え方

農地は、オープンスペースとしての火災の延焼防止機能のほか、発災時の被災者への生鮮食料品の供給など重要な役割も担っているため、適切な保全を図る。

(2) 現状と課題

町内の平野部には農地が広く分布している。しかし、一部宅地化されて農地は減少傾向にある。

(3) 対策方針

① 農業振興地域整備計画等の適正管理

土地利用計画との整合性を保つため、農業振興地域、森林保全区域、海岸保全区域、保安林等の法令に定められた行政計画を遵守し、その適正な維持管理に努める。（資料編：資料第7を参照のこと）

第4節 住宅市街地の防火性向上の推進

住宅市街地の防火性向上のため、道路、公園、下水施設等の都市基盤整備を計画的に進めるとともに、土地利用の適正な誘導を図る。

古い木造住宅の密集地区や狭あいな道路の多い地区等において、古い木造住宅等を耐震性・耐火性の高い住宅に建て替えることを奨励する。また、生活道路や公園・広場等及び避難地の整備を行うなど、地区の住環境の整備を行いつつ地区の防災性の向上を図る。

第5節 道路・橋りょうの整備

道路・橋りょうは、震災時には避難、救援・救護、消防活動、緊急物資の輸送等に加え、オープンスペースとしての火災延焼の防止など、防災上の重要な機能を有している。

このため、道路、橋りょうの整備、耐震対策を実施し、安全確保に努める。

1. 道路の整備

(1) 基本的な考え方

防災効果の高い広幅員の道路について、補修、新設、拡幅整備を計画的に実施する。

そのため、町の構造、交通及び防災体制等を総合的に検討する必要がある。特に防災対策効果の高い広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を推進する。

(2) 現状と課題

本町の主要道路網は、広域幹線道路国道127号とそのバイパスである富津館山道路、主要地方道1路線、一般県道3路線によって形成されている。特に国道127号は館山市と木更津市を結ぶ重要な幹線として、また、高速道路である富津館山道路は、北側を館山自動車道、南側を国道127号館山バイパスに接続する道路として町の西側を南北に通過している。県道の主要地方道鴨川保田線は、町を東西に走り、鴨川市と連結するほか、「房総リゾート地域整備構想」の関連道路としても重要な機能を担っている。一般県道の外野勝山線は勝山地区と佐久間地区を結ぶ重要な路線であり、また勝山港線は、国道と勝山漁港とを結び、市街地の生活道路として無くてはならない道路となっている。また、保田停車場線は、保田駅と国道を結ぶ連絡道であり、本町の玄関口となっている。鴨川保田線及び外野勝山線については、改良工事が計画されているが、今後も県に随時要望して早期着工に努める。

町道は、町内の集落及び生活関連施設等を結ぶ生活道路として、更には地域振興や産業振興においても大きな役割を果たしている。

また、道路機能を充実するために幅員の拡張等を実施してきたが、近年は、防災性に視点を向け、資質向上を目指す必要がある。一方、本県を含めた首都圏の交通渋滞の解消を目的として計画された東京湾横断道路、東関東自動車道館山線が完成し、これらの高速道路体系の整備により、本町の道路交通条件は飛躍的に向上し、地域振興に貢献している。このように道路網の整備がなされてきたが、国道127号の危険防止等、平常時及び災害時の安全な交通を確保する上で課題も残されている。

今後はより一層防災基盤としての道路整備を図る必要がある。

(3) 対策方針

災害に強い安全なまちづくりを行うため、計画的な道路網の整備を以下のとおり進める。

- (ア) 安全な通行を可能とするため、国道127号における鋭角カーブの解消、危険防止の歩道設置等を国土交通省に随時要望する。
- (イ) 地域の安全を確保するため、一般県道保田停車場線、勝山港線の整備を県に要望する。
- (ウ) 町民の要望等を考慮しながら、震災時の安全な避難、物流の確保等のため、町道等の整備による町内の道路ネットワーク作りを推進する。(資料編：資料第8を参照のこと)

2. 橋りょうの整備

(1) 基本的な考え方

市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋りょうについては、架替・補修等の対策を行う。

(2) 現状と課題

町内の橋りょうの現状は資料編：資料第1・2のとおりである。

(3) 対策方針

① 老朽橋りょうの耐震対策

既存の老朽橋りょうについては点検調査を実施し、地震対策上緊急性の高い橋りょうから順次耐震対策を実施する。

② 狭あい道路の整備

住宅密集地の避難等に必要ない道路は拡幅を行う。

3. トンネルの整備

(1) 基本的な考え方

本町では、国道127号及び県道が寸断すると、他に迂回路がないことから孤立状態となる危険性がある。震災時の避難、緊急物資の輸送に支障を来さないようにトンネルの安全点検を実施し、長寿命化及び耐震化等を国や県との協力のもとに実施していく。

(2) 現状と課題

町内には5箇所のトンネル（町管理）が存在する。それらトンネルの多くは、施設の老朽化と安全対策が課題となっている。町内のトンネルの現況は資料編：資料第3のとおりである。

(3) 対策方針

① 安全点検の実施

本町で管理しているすべてのトンネルの安全点検調査を実施する。

② 長寿命化及び耐震対策

安全点検成果をふまえてトンネルの長寿命化及び耐震対策を実施する。

第6節 河川の整備

1. 基本的な考え方

河川は、平常時に身近な水辺空間として人々に憩いの場を提供するばかりでなく、震災時には貴重なオープンスペースとしての役割を担うこととなる。

このため、火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難場所・避難路としての機能を積極的に活用する。

また、地震に起因する堤防、護岸等の崩壊、沈下による浸水被害を回避するための堤防等の耐震性向上や河川水を緊急時の消火・生活用水として確保するための水面へのアクセス整備を実施する。

2. 現状と課題

本町には、県管理の二級河川として元名川、保田川、佐久間川があり、町管理の準用河川として小磯川、大六川がある。その他にも普通河川七面川、吉浜川や山間部を背景にして多くの小河川及び水路がある。

これらの河川では、台風や梅雨期の豪雨による住宅地・農地への浸水・冠水の危険性が高い上に、近年、気候変動等の影響により降雨が局地化、集中化、激甚化しているため、河川改修工事が急務となっている。

保田川の小保田地区から下流及び小磯川は、すべての改修工事を完了しているものの、施設の老朽化による改良の見直しが生じている。また、その他の河川についても、改良計画は遅々として進んでいないのが現状である。

護岸改修は、佐久間川は河川改良により、また、保田川及び佐久間川上流は砂防事業により、工事を進めている。

以上のことから、広大な山間部を有し河川が多い本町では、河川対策の見直しが必要となっている。

3. 対策方針

(1) 砂防区域内河川の整備

砂防指定地に指定されている保田川の権限橋上流及び佐久間川の川また橋上流では河川改修、砂防ダム、床固め工の整備を促進する。

(2) 二級河川の整備

計画的改修を管理者である県に要望する。

(3) 準用河川の整備

町の準用河川である小磯川・大六川について、河川全体の改良を計画、実施する。

なお、鋸南中学校や富津館山道路の建設等、付近の開発が進んだ大六川や国道127号と交差する砂田橋付近の改良整備は既に完了している。（資料編：資料第9を参照のこと）

(4) ため池の整備

県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

町は、町内のため池の所在や管理・使用状況等についての調査を検討する。また、ため池が決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れがあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

第7節 建築物の耐震・不燃化

震災時における建築物の安全を確保するため、建築基準法や消防法による防火上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに、防火地域、準防火地域を指定し、建築物の耐震性の向上及び不燃化の促進を図る。

第8節 ライフライン施設の耐震性の確保

震災時、ライフライン施設が被害を受けた場合、生活機能を麻痺させるばかりでなく、応急対策を実施する上でも大きな支障となる。

各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを推進する。

1. 上水道施設

(1) 基本的な考え方

上水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

町内の応急給水拠点（災害時に確実に給水が可能な水道施設）は次の通りである。

- ① 鋸南町浄水場 安房郡鋸南町元名 1350
- ② 湯沢配水場 安房郡鋸南町横根 200-1

(2) 現状と課題

鋸南町の上水道は昭和37年7月（1962年）の給水開始以来50年以上が経過し、経年劣化による施設の老朽化が進行している。中でも配水管路延長131kmのうち耐震性のない石綿セメント管が13km存在し、しばしば突発漏水事故の原因となっている。

町では、配水管の更新に際し、平成11年（1999年）から耐震適合性のある管（ダクタイル鋳鉄管K型）を、平成24年（2012年）からは耐震管（ダクタイル鋳鉄管NS型・同GX型、排水ポリエチレン管）を採用して、耐震化に努めているが、財政的な面から大規模な更新工事が実施できない状況にある。

石綿セメント管布設替えについては、「石綿セメント管更新事業」またはほかの補助事業を導入し、十分な財源確保をもって取り組んでいく必要がある。

また、浄水施設の老朽化も著しい上、近年、水質管理上の指摘項目が多くなり、総合的な浄化能力が要求される、近代的な浄化施設への転換が急務となっている。

(3) 対策方針

震災対策として、重要管路の耐震管への更新を促進する他、重要な水道施設の耐震化を図る。

2. 下水道施設

町には現在、地域下水道（谷田団地）のみが設置されているが、施設の老朽化が進んでいる。今後整備する浄化槽施設については、地震被害を想定し機能の充実を図り、補修の容易な構造として復旧対策を考慮した整備を図るとともに、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備する。

また、施設の維持・管理においては、点検などによる危険箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能維持に努める。（資料編：資料第10を参照のこと）

3. 電力施設

（東京電力パワーグリッド株）

町は、地震時における電力供給確保のため、電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、これらの推進に努める。

(1) 災害予防計画目標

建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路橋設計示方書などの基準水平震度を計画目標とする。

(2) 防災施設の現況

① 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2G を下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

② 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受ける恐れがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では 154KV 以上のケーブルヘッドについては水平加速度 0.3G、共震正弦 3 波に耐えるよう耐震設計を行っている。

③ 配電設備

水平最大加速度 0.3G の地震に対し、おおむね送電可能の施設としている。

④ 通信設備

水平加速度 0.5G に耐えるよう機器を施設している。

(3) 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4. 通信施設（東日本電信電話株）

震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達とパニックの発生を防止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きい。

通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるようバックアップ通信施設の整備を図る。

(1) 建物設備

建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6弱に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

(2) 局外設備**① 土木設備**

(ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

(イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

(ウ) 耐震性の高い中口径管路の導入を促進する。

② 線路設備

中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

(3) 局内設備

交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。
通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

(4) その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

第9節 鉄道施設の安全化**1. 鉄道施設****(1) 列車緊急停止対策の整備**

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための在来線早期地震警報システムを導入している。

(2) 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

(3) 施設の耐震性

新たな耐震設計手法が確立されるまで、当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき鉄道施設の耐震対策に努める。

第10節 危険物施設等の安全化

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取り扱い従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせる。また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取り扱いについても、管理者等に対して必要な助言または指導を行う。

第11節 漁港の防災機能の活用

町内の漁港は、まとまったオープンスペースを活用して、救援活動の拠点や水産業の再開の拠点としての役割を果たすことが期待される。

そのため、円滑な救援活動や水産業の早期の再開を可能とするための応急体制を準備しておくことが重要である。

1. 漁港の防災拠点としての整備

漁港のもつ特性を活かして、震災直後はもとより、町民生活や経済社会活動の復旧・復興等幅広く活用するため、地域全体の防災拠点としての機能を考慮し、必要な整備を行う。（資料編：資料第11を参照のこと）

2. 漁港施設の耐震化

大規模な地震が発生した場合の応急対策を確実に遂行するため、耐震強化岸壁等の整備を図る。なお、県管理の勝山漁港は通常地震に対しての安定性は有している。

3. 漁港管理者等による大規模災害時の応急対応業務に係る協定締結の促進

大規模災害発生時、流通拠点漁港における被災情報の収集、危険箇所への立ち入り禁止措置、ガレキの除去等の応急対応業務に係る協定を漁港に精通した建設業団体等の関係者と締結し、災害時の体制強化を図る。

第12節 各種災害協定の締結推進

町は、大規模災害の発生を想定して、町単独での対策・対応に困難をきたすことが予測される事柄（施設、物資、専門技術・技能、労力等）に関して、外部の各種団体、機関、事業者と災害協定を締結することで、災害対応に必要な資源の確保に努めることとする。

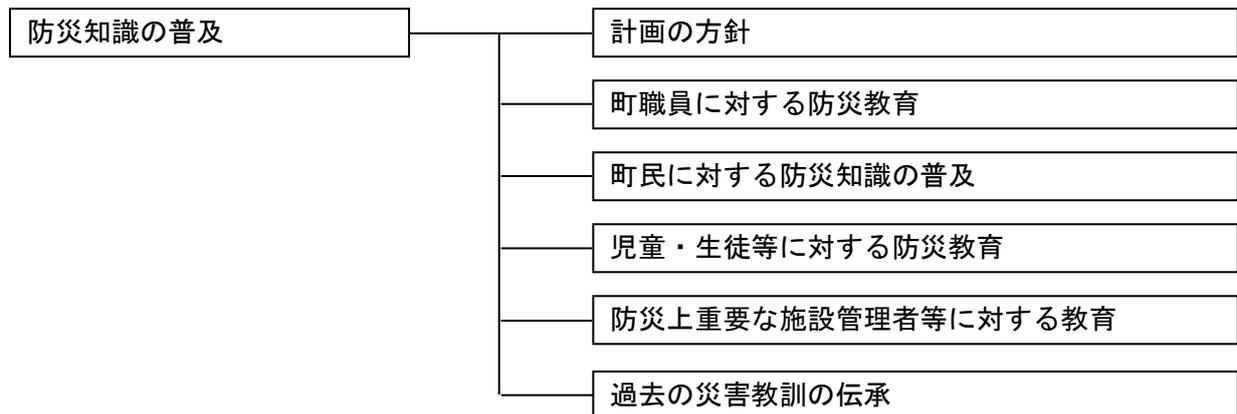
また、協定相手に対して、防災訓練や研修への参加要請や、定期的な内容更新・確認の通知、平時における補助・支援等を行うことで、協定の機能維持・強化を図る。

第2章 防災知識の普及

実施体制〔総務企画課、保健福祉課、教育委員会、各事業所〕

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民の生命、身体及び財産を守るためには、町の防災対策の推進にあわせて、町民一人ひとりが地震・津波に対する正しい知識を持ち、日ごろから災害時に冷静に行動できる力を身につけることが重要である。

<施策の体系>



第1節 計画の方針

町は、防災アセスメント等の結果から災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災マップ及び防災パンフレットの作成・配布を行う等の防災知識の普及、啓発活動を行い、町民の防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の自衛消防組織の充実を図る。

また、これら組織の防災活動が十分に行えるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等、特に配慮を要する者などの要配慮者への広報を的確に行うとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。

第2節 町職員に対する防災教育

夜間・休日における発災等、被災の状況によっては、初期段階の参集者が限定され、防災の責任者や担当者が登庁できず、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。

このような状況においても、計画実行上の主体としての確に行動できるよう、町職員に対し、平素から本計画に関する十分な知識の普及、啓発を行うとともに、職員初動マニュアルを活用した初動訓練、非常参集訓練や通信連絡訓練などの防災訓練を鋭意実施する。

第3節 町民に対する防災知識の普及

防災活動を円滑に実施し、効果をあげるためには、一般住民の積極的な協力が必要である。このため、広報紙のほか防災展示コーナーの設置等、各種普及手段を活用して防災知識の普及に努める。

1. 普及方法

- (ア) 広報紙
- (イ) 講習会、説明会
- (ウ) パンフレット、チラシ、ポスター
- (エ) テレビ、ラジオ、新聞
- (オ) インターネット等（町公式ホームページ、LINE、Twitter、フェイスブック等）を用いて防災知識啓発のための情報を掲載するなどして防災知識の普及を図る。
- (カ) ビデオ・DVD
- (キ) 広報車
- (ク) 学級活動
- (ケ) 千葉県西部防災センター（松戸市）を活用し、センターのVRなどの体験施設等を通じて、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。
- (コ) 消防学校を活用し、町民や自主防災組織、企業などを対象に実践的な訓練・研修を行い、防災力の向上を図る。

2. 普及内容

(1) 自らの身を守るための知識

- (ア) 警報や避難指示等、5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- (ウ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (エ) 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (オ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (カ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備え
- (キ) 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- (ク) 緊急地震速報の活用方法の周知
- (ケ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (コ) 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- (サ) 自動車へのこまめな満タン給油および残量把握、暖房器具の燃料の備え
- (シ) 地域の地盤状況や災害危険箇所
- (ス) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- (セ) 帰宅困難者の心得
- (ソ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- (ア) 救助救護の方法
- (イ) 自主防災活動の実施
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 企業の事業継続計画（BCP）の必要性

(3) その他一般的な知識

- (ア) 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- (イ) 各防災機関の震災対策
- (ウ) 地域防災計画の概要

第4節 児童・生徒等に対する防災教育

児童・生徒等が災害や防災についての基礎的事項を理解し、災害時に自らの判断で適切に対応し得る力を養うため、学校教育や学校外における青少年活動などを通じて地震に対する知識、地域の災害リスクや災害時のとるべき避難行動などについて防災教育を推進していく。町は、防災の基礎知識の学習や防災ワークショップ等をカリキュラムに取り入れ、防災教育を積極的に行う。

第5節 防災上重要な施設管理者等に対する教育

危険物施設等、防災上重要な施設の管理者に対し防災教育を行い、震災に関する知識の普及を図る。

第6節 過去の災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民に閲覧できるよう公開に努める。

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第3章 防災訓練

実施体制〔総務企画課、各事業所、消防本部、消防団、各機関〕

震災時において、本計画及びそれを補完する各種計画・マニュアル等に則った円滑な防災活動の実施を期するため、各防災機関相互及び町民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や個別の訓練を実施する。

<施策の体系>



第1節 防災訓練

1. 基本的な考え方

震災時における災害対応力の向上を図るため、町が中心となり、消防機関、町民、自主防災組織、NPO、ボランティア組織及び教育機関、福祉施設、指定公共機関等と連携し、防災訓練を実施する。特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

さらに、応援協定を締結している市町村及び機関等との間で、必要な物資、人員及び資機材等を相互に提供・受け入れ等を行うなど広域応援訓練も取り入れ充実を図る。

2. 現状

大規模地震発生前の予知対応型訓練と応急復旧中心の発災対応型訓練を町、防災関係機関並びに町民の協力のもとに一体となって総合的、実践的に実施している。

訓練項目は次のとおりである。

<訓練項目>

- (ア) 災害対策本部設置訓練
- (イ) 情報伝達・広報・報道対応訓練
- (ウ) 避難訓練

<実施を検討する訓練項目>

- (エ) 交通対策訓練
- (オ) 情報収集訓練
- (カ) 応急救護訓練
- (キ) 炊出し訓練
- (ク) 火災防御・初期消火訓練
- (ケ) 応援受け入れ体制の構築訓練

3. 基本方針

震度6弱以上の大地震が発生したことを想定し、町及び関係防災機関が町民と一体になって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。

(1) 発災対応型訓練（直下型地震発生に備えて）

災害対策本部の設置・運営（被災地調査、避難所開設、物資の供給等）

(2) 訓練項目

- (ア) 災害対策本部運営訓練
- (イ) 学校、保育園等対策訓練
- (ウ) 道路交通対策訓練
- (エ) 出火防止訓練及び安全行動訓練
- (オ) 初期消火訓練
- (カ) 消防活動訓練
- (キ) 救出・救護訓練
- (ク) 応急救護訓練
- (ケ) 避難誘導訓練
- (コ) 生活関連施設（電話、電気）の応急復旧訓練
- (サ) 給食、給水訓練
- (シ) 津波対策訓練

(3) その他の訓練

その他夜間対応訓練等適宜必要な訓練を行う。

第2節 防災関係機関等の訓練

主な機関は、それぞれが定めた防災計画に基づいて訓練を行う。

各機関の訓練内容は次のとおりである。

表 1.3.1 各機関の訓練内容

主催	内容
東日本 旅客鉄道(株)	1. 関係箇所長は関係社員に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、町及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする (1) 非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練 (2) 消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練 (3) 旅客等の避難誘導訓練 2. 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う
東日本 高速道路(株)	大規模地震等の災害を想定した防災訓練を実施する 1. 訓練内容 (1) 非常参集訓練 (2) 情報収集・伝達訓練 (3) 災害対策本部設置運営訓練 (4) 災害応急対策訓練 (5) その他訓練 2. 実施回数 年1回以上
東京電力パワ ーグリッド(株)	地震災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練(机上)並びに非常呼集訓練を年1回全社的に実施する なお、復旧作業訓練、非常災害対策用物品の点検、整備については、風水害等の訓練時にあわせて実施する 1. 訓練項目 (1) 情報連絡訓練 (2) 復旧訓練(復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等) (3) 災害対策用物品の整備点検を主とする演習

	2. 実施回数年1回以上
ガス事業所	製造所及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する 1. 訓練項目 (1)地震時出動訓練 (2)地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 (3)自衛消防訓練 (4)各事業所間の応援体制訓練 (5)災害を想定した応急措置、復旧計画訓練 (6)その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 2. 実施回数年1回以上
東日本電信電話(株)	震災予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する 1. 訓練項目 (1)災害予報または警報等の情報伝達 (2)非常招集 (3)災害時における通信疎通確保 (4)各種災害対策用機器の操作 (5)電気通信設備等の災害応急復旧 (6)消防及び水防 (7)避難及び救護 (8)国・県・市町村主催の防災訓練等 2. 実施回数年1回以上
日本赤十字社千葉県支部	国または県等と協力して大規模な地震、または、それに伴う津波の発生を想定した訓練を実施する 1. 訓練項目 (1)情報の収集・伝達 (2)職員参集 (3)救護資機材の取扱い (4)救護所の運営及び傷病者の後方搬送 (5)ボランティア及び関係機関との連携 2. 実施回数 毎年1回以上
その他の防災関係機関	それぞれの組織、機能を生かした訓練を実施し、震災時に十分な対応ができるよう定期的あるいは訓練日を定めて行う

第3節 町民、事業所等の訓練

町では危険物取り扱い事業所、自主防災組織等の行う訓練に対し、訓練マニュアルを作成し、配布及び指導を行う。事業所、自主防災組織では災害時の自助行動の重要性を再認識し、積極的に訓練の実施を図る。特に、町が整備する「避難所運営マニュアル」に基づき、感染症対策を踏まえた実践的な避難所の自主運営訓練等に努める。

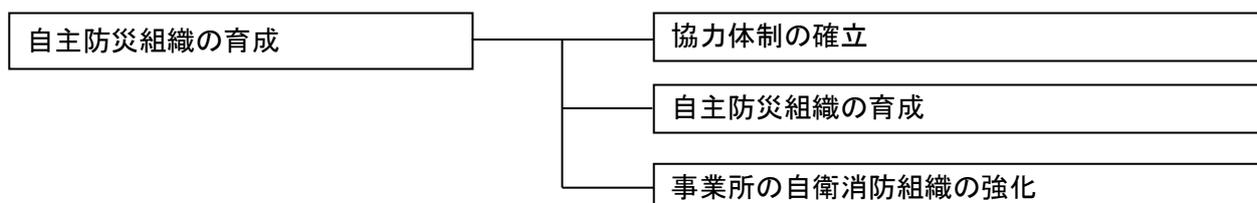
また、災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、町民相互が協力し、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であることから、日ごろから訓練を行い、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。

第4章 自主防災組織の育成

実施体制〔総務企画課、教育委員会、各事業所、消防本部、消防団〕

大規模災害の発生において、被害が甚大かつ広域にわたる場合、防災機関のみで対処することは困難になることから、自発的に防災活動を行う自主防災組織、事業所防災組織の強化を図る。

＜施策の体系＞



第1節 協力体制の確立

災害発生時、町及び関係機関は相互に協力して災害に対応するが、町民及び各事業所の自主防災組織からの協力が得られるよう、協力体制づくりに努める。

第2節 自主防災組織の育成

災害による被害の防止または軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助に基づき、町民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、町民自らによる予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民自らの意思による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日ごろから大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。本町における自主防災組織のカバー率（戸数基準）は、令和7年度（2025年度）に100%の達成を目標とする。

(ア) 県による自主防災組織設置促進事業を活用して、防災活動に必要な資機材の整備及び防災訓練、研修会の開催、パンフレットの作成等を支援する。

(イ) 避難行動要支援者の避難・救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の策定を進める。

(ウ) 防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災活動に関する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流に努める。

(エ) 自主防災組織は、組織の円滑な運営や、防災機能の効果的な発揮のために、男女共同参画や幅広い世代にわたる活動の継続に配慮する。

(オ) 自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、組織の活動を支援する消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりを促進する。

(カ) 町は行政区の組織をベースに自主防災組織の連絡協議会を立ち上げる。

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

表 1.4.1 自主防災組織の主な活動内容

平時	<ul style="list-style-type: none"> • 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみで防災意識の醸成、家庭内の安全対策） • 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） • 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） • 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） • 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） • 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理、避難行動要支援者の個別避難計画の策定協力など） • 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ul style="list-style-type: none"> • 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、高齢者等避難や避難指示など） • 出火防止、初期消火 • 救出・救護（救出活動・救護活動） • 避難（避難誘導、避難行動要支援者の避難行動支援、避難所の運営等） • 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

第3節 事業所の自衛消防組織の強化

1. 防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設の施設管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

2. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設及び高圧ガス施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

3. 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が市町村と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の推進を図る。

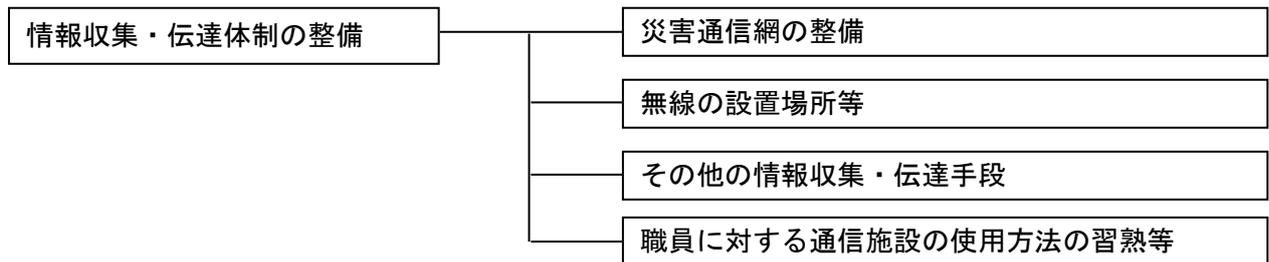
第5章 情報収集・伝達体制の整備

実施体制〔総務企画課〕

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳^{ふくそう}等が予想されるため、町及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。特に停電による通信途絶に備えるため、予備電源の確保や電力インフラによらない情報伝達手段の確保にも努める。

また、通信設備の運用において職員の不慣れから発生する通信不能も予測されることから、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

<施策の体系>



第1節 災害通信網の整備

1. 防災行政無線

町内の通信連絡が、迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線（固定系、移動系）の通信網の整備拡充に努める。

(1) 県防災行政無線

県からの気象情報、注意報・警報及び一斉伝達、または、町からの被害状況報告、派遣要請等の通報及び近隣市町村の情報の入手に活用する。

(2) 町防災行政無線

非常災害、火災時等に町民への情報伝達に活用する。

2. 県防災情報システム

「千葉県防災情報システム」は、気象注意報・警報、ひまわり雲画像、震度、河川水位、人的被害、住家被害、災害対策本部設置情報等の収集・伝達と災害危険区域、避難場所、備蓄物資等の防災関連情報をデータベース処理し、情報の一元化を図っている。また、これらの情報は県災害対策本部に提供されるとともに県、市町村、消防本部等の防災関係機関で情報の共有化を行い、災害の予防対策、応急対策、復旧対策に活用する。

3. 震度情報ネットワーク

平成8年度に「震度情報ネットワーク」整備事業により、本町に計測震度計が設置された。

地震発生時には、その観測情報はオンラインにより町において収集のうえ各種対策に活用し、本町では観測震度を基準として災害対策本部の設置等、初動体制の確立に活用する。

4. 非常通信体制の充実強化

町は、災害時等に自己の所有する無線通信施設または一般加入電話等が使用できないとき、または使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

第2節 無線の設置場所等

1. 県防災行政無線

県防災行政無線の設置場所概要は資料編：資料第16のとおりである。

2. 町防災行政無線

町防災行政無線の設置場所は資料編：資料第17のとおりである。

3. 県防災情報システム

千葉県防災情報システムの端末は役場総務企画課に設置。

4. アマチュア無線

(一社)日本アマチュア無線連盟との協議により決定。

第3節 その他の情報収集・伝達手段

- (ア) 衛星電話（本庁、保健福祉総合センター（すこやか）、老人福祉センター（笑楽の湯）、建設水道課、浄水場、鋸南病院、鋸南苑 各1台）：令和3年度現在
- (イ) 戸別受信機（全家庭に設置済）
- (ウ) 漁業協同組合の災害時優先電話（未設置）
- (エ) 海面監視用 CCTV（未設置）
- (オ) 定点カメラ（国道、河川等）
- (カ) 各防災機関ホームページ
- (キ) 消防団等による現地派遣職員からの情報
- (ク) テレビ、ラジオ
- (ケ) J-ALERT
- (コ) SNS（町の公式ツイッター、LINE、フェイスブック等）
- (サ) 行政区掲示板や広報車など電気通信が使用できない状況下における情報伝達手段
- (シ) ヘリコプターを活用した情報収集体制（県、警察、消防等関係機関との調整による）
- (ス) ドローン（総務企画課 1機）

第4節 職員に対する通信施設の使用法の習熟等

職員に対しては、各種情報収集、伝達手段の周知及び通信施設の操作方法習熟のための研修や訓練を実施するとともに、使用方法をまとめたマニュアルを作成し、配布する。

また、情報機器の配備、整備、整理を通じて機器の稼動維持を図る。

第6章 防災体制の整備

実施体制〔総務企画課、県〕

県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から町、国、他都道府県や県内外の防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。このため町は、積極的に県との連携を図る。

また、大規模地震等の発生時には、町民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画（BCP）に基づく行政機能の確保など体制整備に努める。

<施策の体系>

防災体制の整備

町の防災体制の整備

町の業務継続計画（BCP）

第1節 町の防災体制の整備

1. 日ごろからの危機管理意識の醸成

発災時にプロアクティブの原則（「疑わしい時は行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

2. 県、市町村及び防災関係機関の連携の強化

町は、災害時に関係機関から派遣される情報連絡員と本部会議などの場を利用して情報を共有し、関係機関と連携した対応行動を行う。そのための準備として、日ごろから関係機関との連携対応が可能な活動を各災害対策業務について具体的に想定し、関係機関と認識を共有するように努める。

3. 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

4. 協定等の締結

町は、災害が発生しまたは災害が発生する恐れがある場合において、応急対策を迅速に行うために必要な燃料等の物資供給に関する協定を締結し、町民生活の早期安定を図る。

資料編：資料第 70、71、72

5. 受援体制の整備

町は、受援計画に基づき、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなどの業務における受援体制の整備に努める。

県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。

6. 広域避難者の受け入れ体制の整備

町は、県が行う都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請または受け入れを円滑に行うための体制整備に協力する。

7. 非常用電源の設置状況等の収集・整理

町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、国や県、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等の情報を収集・整理する。

8. 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

東日本大震災をはじめとする過去の災害教訓として、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識された。非常時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第2節 町の業務継続計画（BCP）

1. 業務継続計画（BCP）の策定

町は、大規模地震等が発生した場合においても、町民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持するため、策定した業務継続計画（BCP）に基づき災害発生時の行政機能の確保等に必要な非常時優先業務を特定する。また、各種訓練を通じて計画の実効性を確保するとともに、内容の検証及び更新を継続的に実施する。

業務継続計画（BCP）では、次の6項目をあらかじめ具体化し、災害発生時の行政機能の確保等に努める。

- (ア) 町長不在時の代行順位及び職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気、水、食料などの確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理

2. 策定に係る重要6要素

町は、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素・11項目について定めておくものとする。

- (ア) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
町長不在時の代行順位を定めておく。
休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく。
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく。
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく。
非常時の電源確保について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

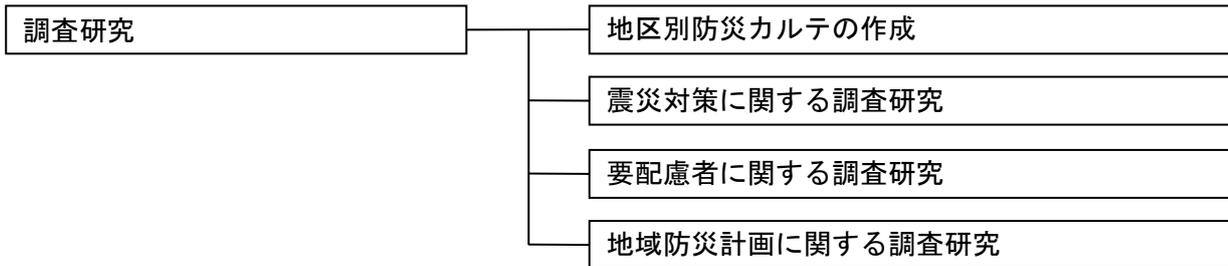
- (停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する)
職員のために必要な水・食料等の備蓄量を具体的に定めておく。
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく。
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
業務の遂行に必要となる重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく。
- (カ) 非常時優先業務の整理
大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく。
非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく。
非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、ほかの地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務等）を定めておく。

第7章 調査研究

実施体制〔総務企画課、保健福祉課〕

町や関係機関は町の構造の変化を踏まえて、総合的、計画的な防災対策の推進のためのシステム整備を図り、震災に関する調査研究を継続的に実施し、その成果を防災関連計画の見直しに活用できる体制を整える必要がある。

<施策の体系>



第1節 地区別防災カルテの作成

地域ごとの総合的な災害危険度把握を行い地域防災計画等に反映させるため、地区別防災カルテを作成する。

第2節 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は、多岐の分野にわたっている。したがって、こうした地震災害に対する有効な対策を検討するために、国・県と協力して現象を様々な分野から科学的に解明し、その成果を生かしていく。

また、大規模災害時に調整すべき内容についてあらかじめ課ごとに整理し、情報の一元的活用を図るとともに、震災後の活動体制に無駄な重複が起こらないように関係機関とも協議の上、統一的な運用を検討する。

第3節 要配慮者に関する調査研究

高齢者、障害者などの要配慮者は、災害時にさらに弱い立場に陥ることから、要配慮者の視点に立った防災計画のさらなる検討を行う。

第4節 地域防災計画に関する調査研究

今後も本計画の実効性を検証し、各機関の応用適応能力を高めるとともに、本計画及びそれを補完する各種計画・マニュアル等の再編・整備を行い、有事に備える。

第8章 火災予防

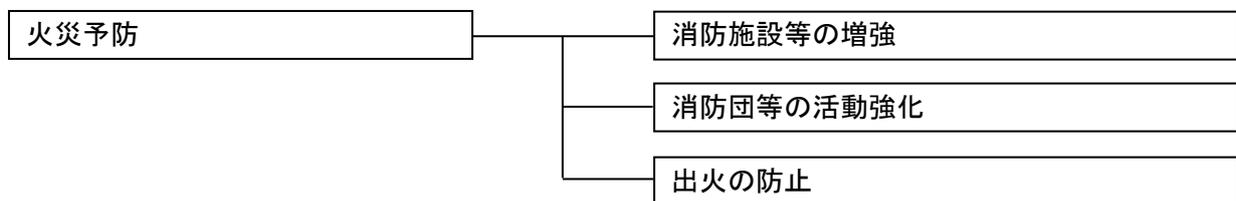
実施体制〔総務企画課、消防本部、消防団〕

火災予防については、消防力の増強に努めているところではあるが、地震時に同時多発の恐れのある火災については、現行の消防力では必ずしも十分な体制とはいえない状況下にある。

したがって、現有消防力を最大限に活用しうる体制を検討するとともに、さらに消防力の増強に努める。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、消防施設等の増強、消防団等の活動強化のほか、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止を実施する。

<施策の体系>



第1節 消防施設等の増強

消防については、常備消防と非常備消防の2体制が敷かれている。常備消防は、安房郡市広域市町村圏事務組合による安房郡市消防本部（昭和47年4月業務開始）の館山消防署鋸南分署の管轄である。非常備消防は、消防団4個分団が組織されている。

今後は、消防施設等については、国が定める「消防力の基準」及び消防施設強化促進法に基づく補助事業等に基づいて計画的な整備・増強を図る。

1. 消防庁舎の改築

消防署（鋸南分署）庁舎及び消防団詰所について、耐震性を有しない施設、老朽化が著しい施設及び津波浸水想定区域内等に立地している施設について、耐震改修や施設の建替え、移転等の必要な対策を図る。

2. 消防車両等の現況

資料編：資料第12のとおりである。

3. 消防組織の現況

資料編：資料第13のとおりである。

第2節 消防団等の活動強化

消防団等の活動については、今後とも社会情勢に対応した消防資機材の配備・充実、訓練等の実施を通じて活動をより活発なものとし、有事に備えられるように努める。

1. 消防機械器具配置状況

消防団には、水槽付ポンプ車5台、軽消防自動車1台、救助資機材搭載車1台の計7車両が配備されている。消防車の更新時期については、消防委員会で検討を重ね、計画的な更新を行っていく。**資料編：資料14**のとおりである。

2. 消防団組織の現況

団員数は令和3年4月現在、本部4名、男性団員132名と団本部付きの女性団員15名の計151名である。団員数については、年々減少しており、団員の確保が重要な課題である。

第3節 出火の防止

「出火の防止」は「第2編 第1部 第1章 第2節 出火の防止」に基づき次のとおりとする。

1. 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため、町は、行政区、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取り扱いについて指導を行う。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が県内すべての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

2. 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者等設置義務対象の防火対象物には、防火管理者等設置の徹底を図るとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

3. 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防本部は、消防法4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

4. 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取り扱い従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

5. 化学薬品等の出火防止

町は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

6. 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

7. 火災警報器の設置

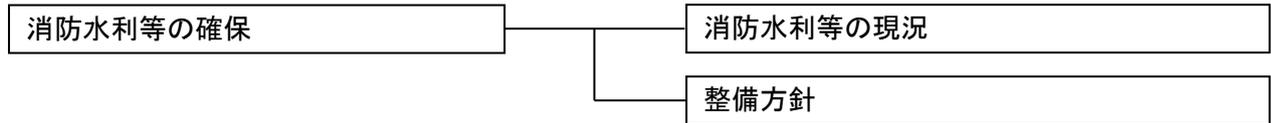
消防法に基づき住宅用防災機器の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段等)に住宅用火災警報器、または住宅用防災報知設備を設置するよう指導する。

第9章 消防水利等の確保

実施体制〔総務企画課、消防本部〕

消火活動上重要な消防水利施設については、計画的な配備・維持管理が必要であり、今後の配備計画等について定める。

＜施策の体系＞



第1節 消防水利等の現況

消防水利等の現状は資料編:資料第5のとおりであり、防災水槽の新規設置は行わず更新のみとし、水槽付き消防車両による初期消火と消火栓の増設等により消火活動の体制整備に取り組む。

設置から長い年月が経過している防火水槽の一部は老朽化が著しく、漏水・安全柵の腐食等の対策が必要である。

第2節 整備方針

国で定める「消防水利の基準」に基づき、建築物の延焼危険度の高い地域、山間部、避難場所の周辺等、震災対策上重要な地域を重点とした耐震性貯水槽等の消防水利を必要最小限整備する。また、老朽化した防火水槽については、随時修繕を行う。

また、河川における消防水利として利用出来る施設の整備を県に要請する。

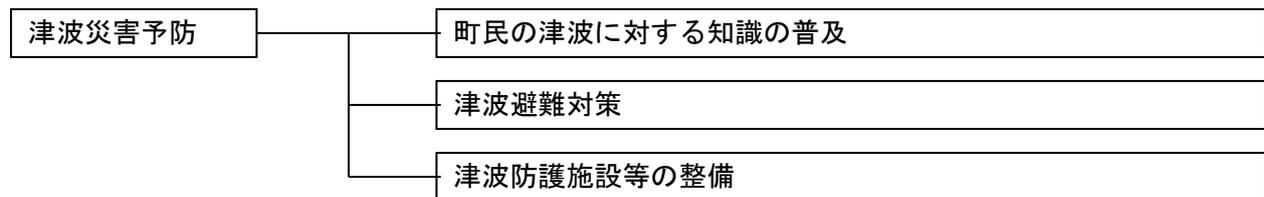
第10章 津波災害予防

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課、教育委員会、消防本部、消防団〕

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、町民の「自助」、町民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

<施策の体系>



第1節 町民の津波に対する知識の普及

1. 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

(1) 町民自らの取り組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、町民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

(2) 町等の取り組み

町等は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を町民等がとることができるよう、以下の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

① 地震・津波に関する正確な知識

(ア) 津波の発生メカニズムや伝わる速さ

(イ) 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること

(ウ) 津波は繰り返し襲ってくること

(エ) 第一波が最大とは限らないこと

(オ) 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる

(カ) 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること

(キ) 津波は河川や水路を遡上すること

② 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

③ 津波警報に関する情報及び知識

(ア) 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動

(イ) 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること

(ウ) 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること

(エ) 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること

(オ) 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

④ 津波避難行動に関する知識

(ア) 強い揺れを感じたときまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

(イ) 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと

(ウ) 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと

(エ) 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること

(オ) 津波は河川を遡上するため河川から離れること

⑤ 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認を行うよう広報・啓発する。

2. 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く町民に伝承されていくよう努める。

3. 津波防災訓練の実施

町、町民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、町民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練には、県、市町村単位または市町村域を越えた単位の訓練や行政区単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

4. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波避難対策

1. 津波浸水予測図

県による平成26・27年度千葉県地震被害想定調査で示された本町の被害想定を次表に、津波浸水予想図を次頁に示す。なお、当該調査では、「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」によって発生する津波を想定したものである。

表 1.10.1 町被害想定結果

項 目		千葉県北西部 直下地震	房総半島東方沖 日本海溝沿い地震
地震の規模及びタイプ	規模	M 7.3	M 8.2
	タイプ	プレート内部	プレート境界 (日本海溝沿い)
	震源の深さ(Km)	30	10
夜間人口(人)		8,900	8,900
昼間人口(人)		7,900	7,900
面積(km ²)		52	52
津波浸水面積(km ²)		—	0.2
震度別面積率(%)	5弱	67.4	—
	5強	32.4	—
	6弱	0.2	—
	6強	0	—
建物棟数(棟)	計	6,400	6,400
	木造	5,800	5,800
	非木造	570	570
建物全壊・焼失棟数(棟)	計	0~4	0~4
	津波	—	0~4
	揺れ	0~4	—
	液状化	0~4	—
	急傾斜地	0~4	—
	火災	0~4	—
揺れ・液状化建物全壊棟数(棟)	木造	0~4	—
	非木造	0~4	—
半壊棟数(棟)		70	30
人的被害	死者	0~4	0~4
	重傷者	0~4	0~4
	軽症者	0~4	0~4
避難者(1日後)	避難者(人)	20	—
	うち避難所避難者(人)	10	—
避難者(2週間後)	避難者(人)	200	—
	うち避難所避難者(人)	80	—
上水道機能支障(人)	直後	1200	—
	1週間後	550	—
	1か月後	80	—
LPガス機能支障(世帯)	消費世帯数	4200	—
	機能支障世帯数	50	—
住機能支障(世帯)	発災後1ヶ月~2年	40	—
	発災後2年~	40	—
廃棄物(t)		790	4400

※被害量算定の対象外となっている項目は「—」と表示



図 1.10.1 房総半島東方沖日本海溝沿い地震の津波浸水域図

上述の想定地震では津波の被害想定が小さいため、本計画では、平成23年に発表された千葉県津波浸水予測図の中で最大級の元禄地震（200～300年に一度の発生）による津波を津波防災計画の対象とする。また、県は東日本大震災以降、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかわからないという前提に基づき、注意喚起のために津波警報10mの浸水区域を公表している。

鋸南町においては、津波警報レベル10mを想定した津波による浸水は、海岸部のみならず、保田川、佐久間川沿いに海岸から離れた低平部にも及ぶ。命を守るための避難行動が重要であることはもちろん、市街地の多くで住家被害や国道127号の寸断なども想定される。このような最大級の想定にもとづき、ハザードマップを配布し、災害リスクの周知を行うとともに、防災訓練等を通じた防災情報の伝達体制の充実を図る。

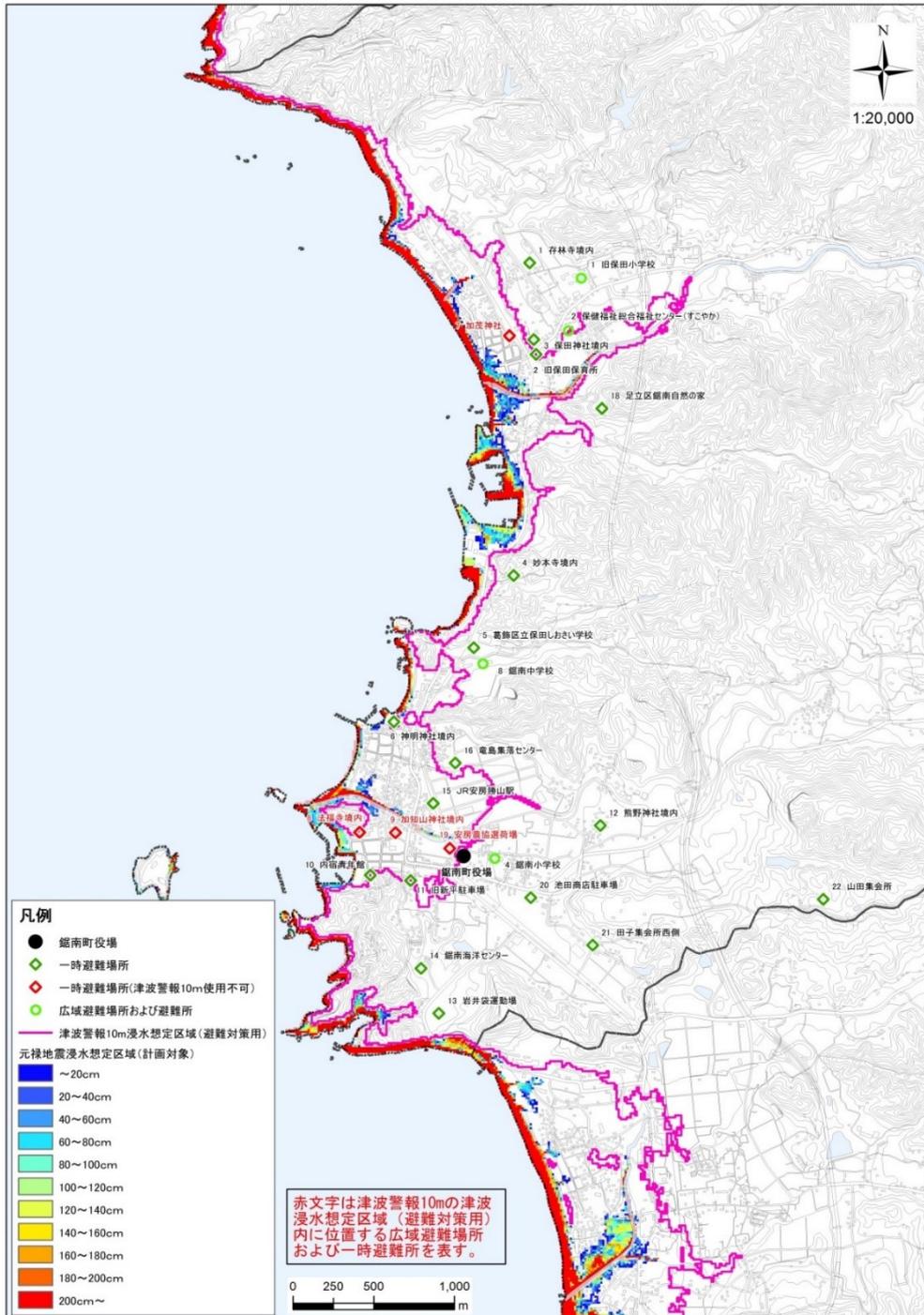


図 1.10.2 計画対象の元禄地震及び避難対策用の津波警報10mに対する浸水予測

2. 津波ハザードマップの作成・周知

町は、県の津波浸水予測図や国の「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップを作成し、町民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが町民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップはある想定条件のもとで作成されているため全ての現象を網羅しているわけではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを町民に丁寧に広報する。

3. 町の津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などをもとに、町の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と町民等が迅速かつ確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示

町は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ町民等に避難指示等の内容について周知を図る。

- (ア) 気象庁より津波注意報等が発表されたときには、町は避難対象地域にいる町民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する。
- (イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ町長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をする。
- (ウ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難や避難指示の発令を検討する。

(2) 町民等の避難誘導體制

- (ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- (イ) 避難する町民の安全確保はもちろんのこと、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。
- (ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
- (エ) 町は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の他、海水浴客等への警報サイレン、避難状況確認用監視カメラ及び海面監視カメラの整備に努める。

(オ) 行政区、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導体制の確立など、安全の確保を前提に町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

(3) 近隣市との連携による広域避難体制の構築

津波は市町区域を越えて広域的に被害をもたらすことから、近隣市と連携し、避難場所や避難所の提供など町域を越えた避難体制の構築を図る。

4. 町の津波情報受伝達体制の確立

(1) 津波情報受伝達対策

町は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

町民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、防災行政無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、町民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(3) 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、防災行政無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

(4) 多様な伝達手段の確保

J-ALERT は、既に整備済みである。J-ALERT の受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

(5) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

(6) 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

(7) 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互連携のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

県、港湾または漁港管理者は、行政機関と連動し津波発生時における船舶の状態（航行中または係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

(8) 近隣市との連携

町は、津波被害等により町の機能が麻痺または著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市との連携や情報共有に努める。

第3節 津波防護施設等の整備

1. 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

- (ア) 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (イ) 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波災害では、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

2. 防災施設の点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。

このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施する。

3. 防災林の設置

海岸線に所在する県有の保安林については、病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安林となるよう整備・育成を図ることとし、松くい虫、湿地化だけでなく、健全地についても、保安林の機能が十分に発揮できるようにする。

整備手法については、盛土による地盤の嵩上げやこれまでクロマツの1種類で形成していた保安林を海側、中間部、後背地側の三重構造にし、減災効果が期待できる常緑広葉樹の高木と低木の混交林として整備するなど、砂丘や森林が持つ津波に対する被害軽減効果を重点に、従来の手法に対して、機能強化、海岸線に沿った連続性、多重防御、コスト縮減、関係機関との協働といった観点から再検討した結果をとりまとめた「千葉県海岸県有保安林整備指針」に基づくこととし、砂丘や森林の整備を行う。

4. 避難場所及び避難路の指定・整備

町は、「千葉県津波避難計画策定指針」などをもとに、町の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路等の指定・整備に努める。

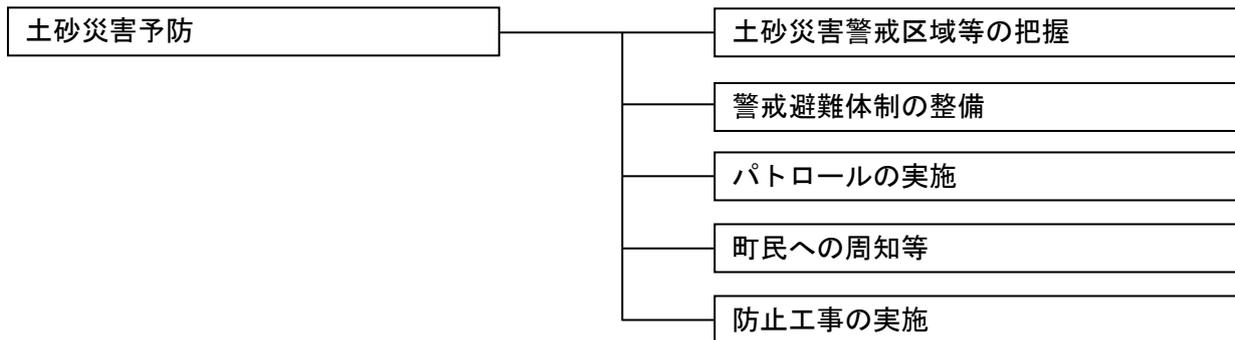
また、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて町民への周知徹底を図る。

第11章 土砂災害予防

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課〕

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、崖崩れ等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、県と協議の上、防止工事の実施、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講じる。

<施策の体系>



第1節 土砂災害警戒区域等の把握

町は、土砂災害が発生する恐れのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等の把握に努める。

豪雨時あるいは地震時において、地質的な脆弱性から崖崩れ、土石流、山腹崩壊及び地すべり等の土砂災害が生起する恐れがある。

砂防三法〔「砂防法」（明治30年（1897年））、「地すべり等防止法」（昭和33年（1958年））、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年（1969年））〕により指定されている危険箇所としては、それぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域がある。また、治山事業を計画的に実施することを目的として、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区が設定されている。

更に、県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や町民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」または、「土砂災害特別警戒区域」として指定し、ホームページで公表するとともに関係住民及び市町村へ周知している。

町内の土砂災害警戒区域等は資料編：資料第18、第19、第20、第21、第22、第23、第24、第25、第26、第27、第28、第29、第30、第31のとおりである。

第2節 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に関わる避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生する恐れのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物やハザードマップを作成して、配布その他必要な措置を講じる。

第3節 パトロールの実施

町は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努める。

第4節 町民への周知等

町は、町民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、土砂災害警戒区域等ハザードマップを作成し、町民等への周知を図る。

さらに、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、町民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する。

第5節 防止工事の実施

法令に基づき災害危険区域に指定された場合に、県は各種の防止工事を行うこととなる。これらについて、町は事業着手に係る優先度などを踏まえ、迅速な防災事業の推進を図るよう県に要請する。

また、防止工事が完了した危険区域でも、時間の経過とともに山崩れ、崖崩れの危険性をはらんでくることから、常に危険箇所の把握に努める。

1. 地すべり対策

町面積 45.17k m² の約 1/3 にあたる 15.0k m² の地域に地すべり防止区域の指定がなされており、地形的・地質的脆弱性を物語っている。これらの各指定区域では事業は進行中であり、今後の整備進捗が望まれる。

現在の地すべり防止区域以外にも地すべり災害による被害が想定される地域があると推測される場合、県は町と協議の上、今後の調査、区域指定の促進を図る。（資料編：資料第 18、19、20、21、26 を参照のこと）

2. 急傾斜地崩壊対策

県は町と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域（資料編：資料第 22）を指定している。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域を指定している。土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所は（資料編：資料第 23）のとおりである。

この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

3. 土石流災害対策

県は、土石流が発生する恐れのある土石流の危険がある溪流を、砂防法第 2 条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生する恐れの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。（土石流危険溪流は資料編：資料第 24 に、砂防指定地は資料編：第 25 参照のこと。）

4. 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、または発生する危険のある箇所、人家または公共施設に被害を及ぼす恐れのある地区をいう。

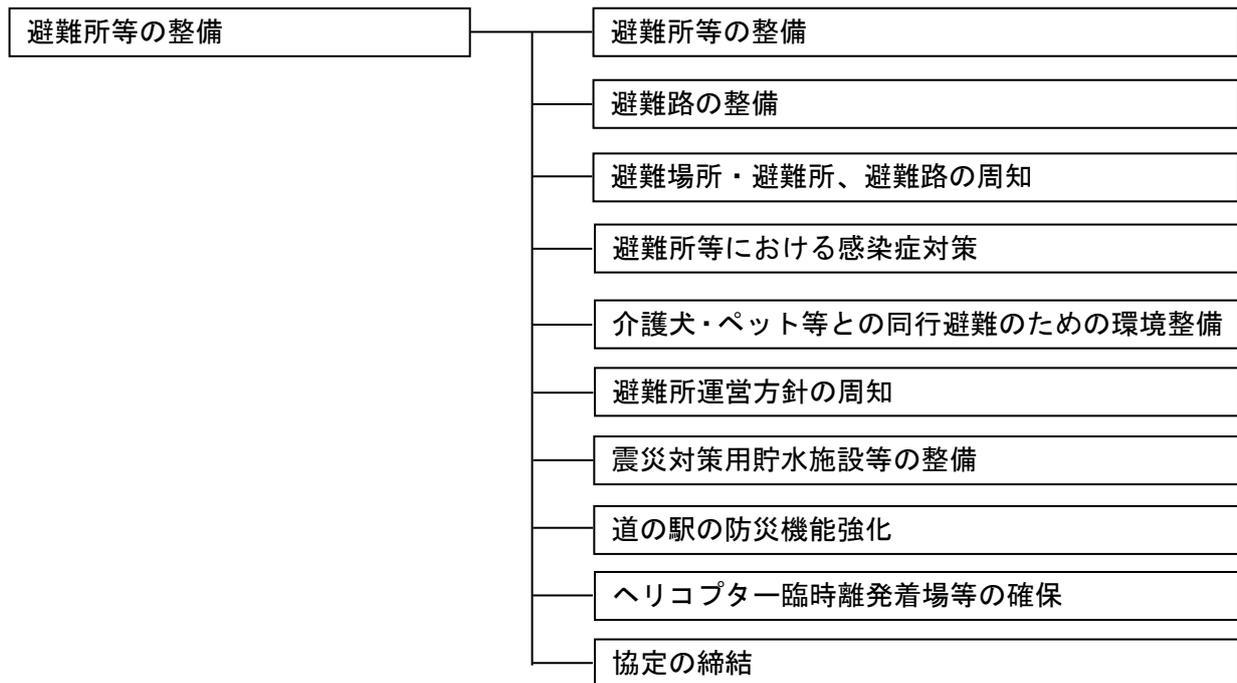
県は、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

第12章 避難所等の整備

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課、教育委員会〕

地震災害から町民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための避難所等の整備が重要である。

<施策の体系>



第1節 避難所等の整備

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府、平成28年4月改定）、「災害時における避難所運営の手引き」に基づき避難所等の選定を行い、指定緊急避難場所と指定避難所を指定し、必要に応じて不燃化の促進、落下物、障害物対策等の促進を図る。

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。このうち、避難所には、通信手段、発電機、太陽光発電（鋸南小・鋸南中に設置済）、夜間照明施設等の整備を推進する。

また、町は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割がそれぞれ異なることについて、日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。

1. 指定緊急避難場所の指定等

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において、一時的に身の安全を確保するための指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、町民への周知徹底を図る。

なお、津波が発生、または発生する恐れがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

町は、指定緊急避難場所を指定または取消したときは、県に通知するとともに公示する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の自治体の協力を得て、避難場所を近隣自治体に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の周知

町は、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日ごろから住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

表 1.12.1 指定緊急避難場所一覧

No	施設名	住所	利用可否			
			洪水※1	土砂災害※2	地震	津波
1	道の駅保田小学校	保田 724	○	○	○	○
2	保健福祉総合センター(すこやか)	保田 560	○	○	○	○
3	鋸東コミュニティセンター	市井原 4-1	○	×	○	○
4	鋸南小学校	下佐久間 2500	×	○	○	○
5	鋸南中学校	大六 165	○	○	○	○
6	鋸南海洋センター	竜島 1111-6	○	○	○	○
7	旧佐久間小学校	上佐久間 13	○	○	○	○
8	奥山公民館	奥山 305	○	×	○	○
9	大崩公民館	大崩 1057	○	×	○	○
10	保田総合センター	保田 576-1	○	○	○	○
11	内宿青年館	勝山 63	○	×	○	○
12	岩井袋運動場	岩井袋 207	○	○	○	○
13	竜島集落センター跡地	竜島 241	○	○	○	○
14	小保田コミュニティセンター	小保田 171	○	○	○	○
15	田子コミュニティセンター	下佐久間 1380-1	○	×	○	○

※1 佐久間川、保田川、大六川周辺の低地に位置する施設は利用不可とした。

※2 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）、土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所、土石流危険箇所）内に位置する施設は利用不可とした。

表 1.12.2 その他の避難場所一覧※3

No	施設名	住所	利用可否			
			洪水※1	土砂災害※2	地震	津波
1	存林寺境内	保田1183	○	○	○	○
2	保田神社境内	保田337	×	○	○	○
3	妙本寺境内	吉浜453	○	×	○	○
4	葛飾区立保田しおさい学校	大六180-2	○	○	○	○
5	神明神社境内	竜島130	○	×	○	○
6	加茂神社	保田241	×	○	○	×
7	加知山神社境内	勝山319-1	○	×	○	×
8	熊野神社境内	下佐久間2776	○	○	○	○
9	JR安房勝山駅	竜島838	○	○	○	×
10	足立区鋸南自然の家	大帷子478	○	×	○	○
11	東京都勝山学園	下佐久間1469	○	○	○	○

※3 「その他の避難場所」とは、指定緊急避難場所以外で、避難場所として利用可能な施設・場所を示す。

2. 指定避難所

町は、被災者を滞在及び収容させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設を指定避難所として指定する。

指定避難所は、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設とし、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し町民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定または取消したときは、県に通知するとともに公示する。

表 1.12.3 指定避難所一覧

No	施設名	住所	利用可否			
			洪水 ^{※1}	土砂災害 ^{※2}	地震	津波
1	道の駅保田小学校	保田 724	○	○	○	○
2	保健福祉総合センター(すこやか)	保田 560	○	○	○	○
3	鋸東コミュニティセンター	市井原 4-1	○	×	○	○
4	鋸南小学校	下佐久間 2500	×	○	○	○
5	鋸南中学校	大六 165	○	○	○	○
6	鋸南海洋センター	竜島 1111-6	○	○	○	○
7	奥山公民館	奥山 305	○	×	○	○
8	大崩公民館	大崩 1057	○	×	○	○

※1 佐久間川、保田川、大六川周辺の低地に位置する施設は利用不可とした。

※2 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)、土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所、土石流危険箇所)内に位置する施設は利用不可とした。

表 1.12.4 その他の避難所一覧^{※3}

No	施設名	住所	利用可否			
			洪水 ^{※1}	土砂災害 ^{※2}	地震	津波
1	役場本庁	下佐久間3458	×	○	○	○
2	老人福祉センター(笑楽の湯)	上佐久間66	○	○	○	○
3	足立区鋸南自然の家	大帷子478	○	×	○	○
4	葛飾区立保田しおさい学校	大六180-2	○	○	○	○
5	東京都勝山学園	下佐久間1469	○	○	○	○

※3 「その他の避難所」とは、指定避難所以外で、避難所として利用可能な施設を示す。

第2節 避難路の整備

避難行動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難誘導標識及び避難場所等の案内板の設置、夜間照明施設等の整備並びに「防災マップ」の配付や広報活動、訓練等を通じて避難場所等の周知徹底を行う。

また、外国人等に対する周知として、外国人向防災マップの作成や避難誘導標識の外国語標示などの対応を検討する。

第3節 避難場所・避難所、避難路の周知

町は、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されていることや、避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を選択すべきであることについて、日ごろから住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が兼用される施設では、災害種別によっては当該施設に避難することが不適當な場合があることについて、注意喚起に努めるものとする。

また、大地震時には、極めて混乱した状況の中で大量の町民等の避難が必要となる事態が予想される。このため、避難行動が円滑かつ的確に行われるよう、日ごろから避難誘導標識及び避難場所・避難所の案内板の設置、ホームページ並びに「防災マップ」による広報活動、防災訓練等を通じて避難場所、避難路等の周知徹底を行う。

また、災害発生時には、在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者が多く発生することが想定される。町は、自主防災組織や関係団体と連携し、在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知等の支援体制の整備に努める。

第4節 避難所等における感染症対策

町は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、罹患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。

想定される災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所の確保や、テント泊や車中泊等またはホテルや旅館等の活用について検討する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を整備するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努める。

テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努める。

感染症対策のため、親類宅等への分散避難について住民に周知を行う。

第5節 介護犬・ペット等との同行避難のための環境整備

町は、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）及びペットとの同行避難に備えて、避難所内にペットの収容場所の確保に努めるとともに、避難所におけるペットの扱いについて環境省作成のガイドラインに基づき、必要な措置を講じる。ペット収容場所は1つの指定避難所内でエリア分けすることを基本とする。また、平時より町民に対してペットとの同行避難可能な対象避難所及び避難先のルールについて周知を行う他、ペット同行避難訓練の実施に努める。

飼い主は、日ごろからのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等消耗品の用意など、平時から避難に対する備えを行う。

第6節 避難所運営方針の周知

町は、避難者による避難所の自主的に管理・運営を支援することを目的に、平時から避難所運営の円滑化のため、広報誌やホームページを活用した広報や、区長をはじめとする関係者との会議や訓練などの各種取り組みを実施する。

第7節 震災対策用貯水施設等の整備

町は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置または防災用井戸を整備することを検討する。

第8節 道の駅の防災機能強化

町は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

第9節 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における防災活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、町は地域防災計画に位置付けその確保に努める。現在ヘリコプター臨時離発着場として指定されているのは、鋸南中学校及び岩井袋野球場の2箇所である。

また、町はドクターヘリのランデブーポイントとして、岩井袋野球場及び大帷子運動場、旧佐久間小学校の3箇所を指定している。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

表 1.12.5 ヘリコプター臨時離発着場及びドクターヘリランデブーポイント

No.	名称	地番	長さ、幅	ヘリコプター臨時離発着場	ドクターヘリランデブーポイント
1	鋸南中学校	大六 165 番地	100m×65m	○	×
2	岩井袋野球場	岩井袋 207 番地	100m×100m	○	○
3	大帷子運動場	大帷子 960 番地	67m×63m	×	○
4	旧佐久間小学校	上佐久間 13 番地	65m×34m	×	○

第10節 協定の締結

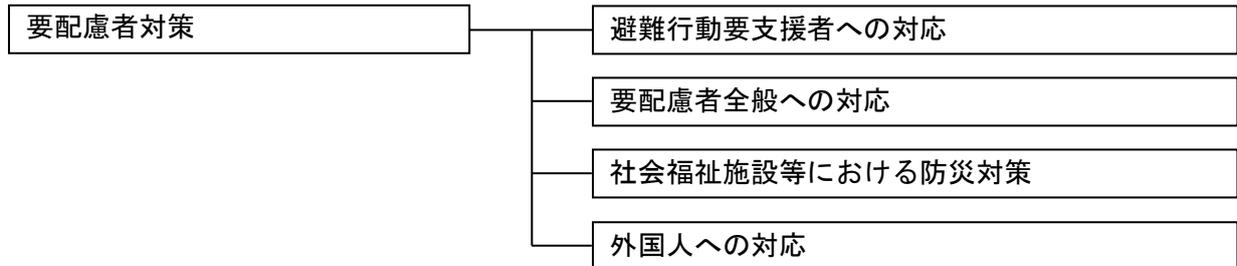
町では千葉県理容生活衛生同業組合館山支部と協定（災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書）を締結しているため、理容ボランティア等の協力を要請することができる。その他に、避難者の生活衛生の向上を図るための協定を検討し、締結していく必要がある資料編：資料第74。

第13章 要配慮者等の安全確保のための体制整備

実施体制〔総務企画課、保健福祉課〕

東日本大震災においては、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

<施策の体系>



第1節 避難行動要支援者への対応

町は、災害対策基本法の規定により、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針（以下、この節において「取り組み指針」という。）に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

1. 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、町は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画の下位計画として、より細目的な内容を定めた全体計画を策定する。

2. 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平時から要配慮者と接している町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、行政区もしくは組や班など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取り組みも必要である。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 避難行動要支援者の範囲の設定

(ア) 町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

(イ) 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

- 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- 避難行動をとる上で必要な身体能力

(ウ) 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(4) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所または居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(6) 町における情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(7) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（町の条例に特別の定めのある場合を除く）、町で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、区長、自主防災組織等）に平時から名簿情報を提供し共有する。

対象者の名簿を自主防災組織等に提供する場合は、誓約書等の提出を求め、情報漏洩を防止する。

(8) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有**① 避難行動要支援者名簿の更新**

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

② 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(9) 町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3. 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものにするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、個別避難計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町が個別に避難行動要支援者及び避難支援等関係者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を策定する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載し、定期的に更新を図る。

第2節 要配慮者全般への対応

1. 支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区もしくは組や班などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

町は、取り組み指針や「災害時要配慮者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という）」を参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付ける。

2. 避難指示等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

3. 防災設備等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

4. 福祉避難所等の整備

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

また、町は、福祉避難所等での受け入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食

物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備える。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、協定締結の推進などを講じることで、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

5. 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

6. 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難または応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや安房健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について、日ごろから主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

7. 広域避難者への対応

町は、広域的に避難した被災者が、受け入れ先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

8. 安否確認手法のマニュアル作成

災害時に安否の確認がとれない方に対し、直接本人を訪ねて安否確認を行う。名簿などのデータベースを活用した対象者の把握や安否確認、情報収集・整理の方法等について、マニュアル化を図る。

第3節 社会福祉施設等における防災対策

町は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

1. 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要なる非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

2. 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市町村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

3. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

第4節 外国人への対応

1. 防災知識の普及・防災訓練の充実

町は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- (ア) 多言語による広報の充実
- (イ) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (ウ) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

2. 外国人への県の対応

県は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

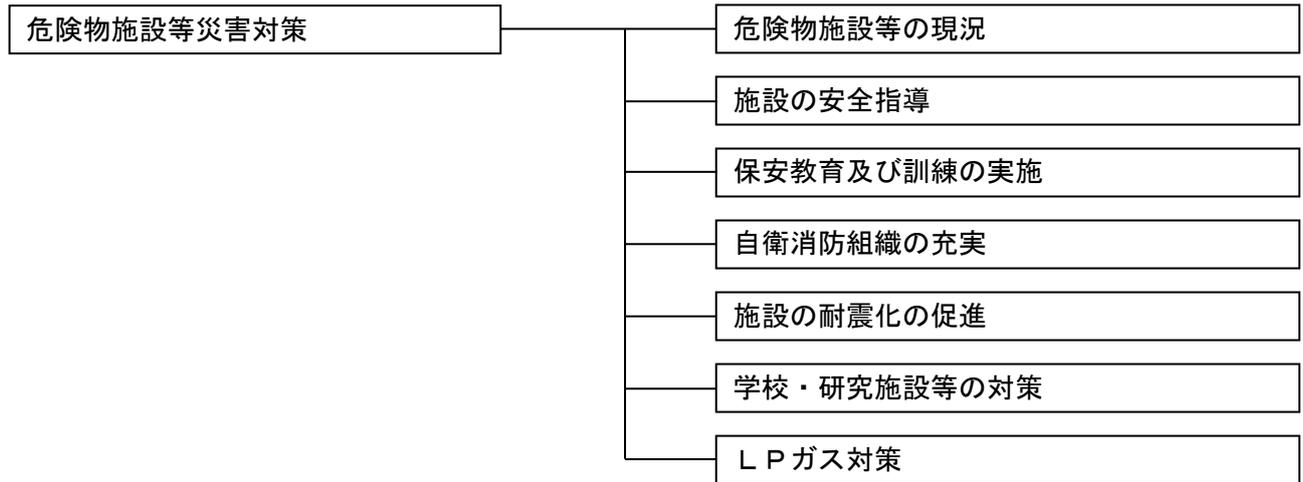
また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

第14章 危険物施設等災害対策

実施体制〔総務企画課、教育委員会、各事業所、消防本部〕

危険物施設等の現況を事前に把握するとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底、並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の整備などを推進していく。

＜施策の体系＞



第1節 危険物施設等の現況

危険物施設等の状況は資料編：資料第6のとおりである。

第2節 施設の安全指導

消防法の関係法令に基づき、立入検査、査察等を実施し、法令上の技術基準への適合について指導を行う。また、あらゆる機会を通じて自主的な点検等についても指導を行い、そのための指導計画を定めておく。

タンクローリー等による移動する危険物については、路上査察を行うなど機動的な指導を実施する。

第3節 保安教育及び訓練の実施

危険物施設等の管理責任者、防火管理者、危険物取り扱い者、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るための講習会、研修会を実施する。

また、危険物保安週間、防災週間等の機会をとらえて、事業所、自衛消防組織、町民を含めた訓練を実施し、防災体制について周知させる。

第4節 自衛消防組織の充実

危険物施設等では、災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防組織の量的・質的な充実と事業所間の相互協力体制の確立を図る。

第5節 施設の耐震化の促進

事業所の管理者に対し、消防法、高圧ガス取締法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、液状化危険度など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。

第6節 学校・研究施設等の対策

学校や研究施設には、規制量以下の少量の危険物、毒・劇物や薬品が保管されている場合がある。これらは、地震動で転倒・落下し、混触や酸化により発火し、火災を発生させる恐れがあるため、施設の管理者に対する防災指導を行う。

第7節 LP ガス対策

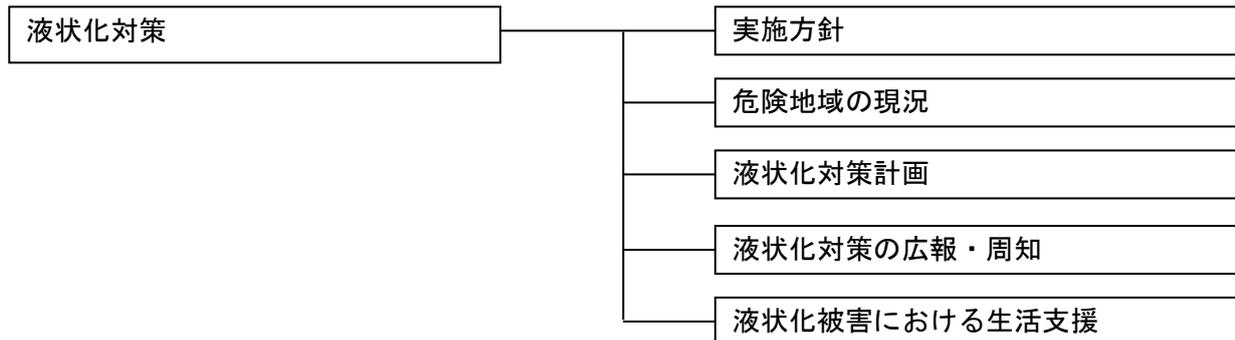
各家庭でのLPガスの防災対策を徹底させるため、町は、販売業者に対して、利用者への防災パンフレット等の配布や安全対策実施の要請を行うよう指導する。

第15章 液状化対策

実施体制〔総務企画課、保健福祉課、地域振興課、建設水道課〕

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。町においても、液状化対策を推進していく必要がある。

<施策の体系>



第1節 実施方針

上下水道施設等のライフラインや道路・橋りょう等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、町民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、または液状化に強い施設づくりを推進するとともに、町民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

第2節 危険地域の現況

町の液状化の発生が予想される地域は「低地」及び「人工地形」である。

液状化の危険性は、平成22年度（2010年度）に道路示方書（2002）に基づくPL法に従って判定を行った。震源は、阪神・淡路大震災の例を参考にして本町直下を震源とする直下型地震によるマグニチュード6.9の地震を設定した。この地震により鋸南町では、吉浜地区及び佐久間川流域の一部の地盤条件が良くない地域で最大震度6強、それ以外の町の広い範囲で震度6弱が予想されている。その結果、液状化の発生が予想される地域は、保田川及び佐久間川の流域と沿岸部であった。

第3節 液状化対策計画

地震時において液状化現象の発生が予想される地域にあつては、液状化対策を推進する。

1. 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2. 下水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

3. 漁港施設

地震に強い漁港を目指し、岸壁等について液状化対策を実施する。なお、県管理の勝山漁港は液状化のリスクが低いと判定されている。

4. 道路橋りょう

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋りょうについては、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

5. 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低い、海岸では地震発生後に津波が予想されることもあり、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策を緊急的に実施する必要がある。

このため、県では国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行っており、危険度の高い箇所より液状化対策をすることとなっている。

第4節 液状化対策の広報・周知

県が作成した「液状化しやすさマップ」や町の「揺れやすさマップ」（平成26・27年度改訂）及び「地震ハザードマップ（建物倒壊危険度・液状化危険度）」等を用いて、地域の液状化についてわかりやすく、広報周知する。

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。そのため、町民には、「液状化しやすさマップ」等を参考に、液状化発生リスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑制する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。

建築技術者等を対象に液状化対策に関する知識・技術の向上を図るため、「建築物の液状化対策講習会」を開催する。

第5節 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障を来す状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

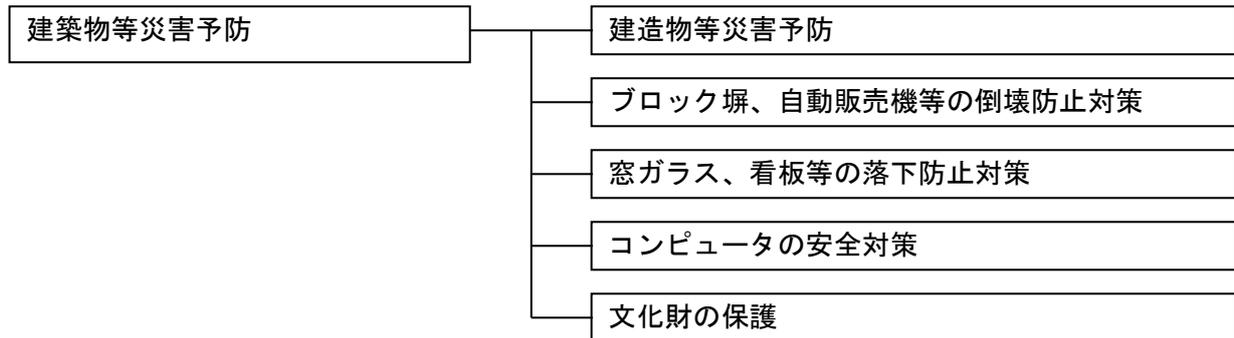
これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや安房健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

第16章 建築物等災害予防

実施体制〔総務企画課、建設水道課、教育委員会〕

地震による建造物被害は、倒壊や損傷により使用不能に陥るなどの建築物本体の被害と、家具の転倒、非構造材の破損落下による被害、ブロック塀等の倒壊被害など広範囲に影響を及ぼす。また、建築物の被災は人的被害の発生をもたらすばかりでなく、火災の発生源となることから、建築物等の耐震性の確保は重要である。

<施策の体系>



第1節 建造物等災害予防

1. 公共建築物

災害時に災害対策本部を設置する庁舎、避難所として使用される学校、公民館など、防災上重要な町有建築物に対し優先的に耐震診断を行い、必要な場合は補修を行う。

2. 一般建築物

新築建築物については、耐震構造設計指針に基づいて設計を行うよう指導する。また軟弱地盤対策、液状化対策といった地盤災害対策や外装材の落下防止対策等を推進する。

既存建築物に対しては、耐震診断と耐震補強の促進を図るよう町民の啓発、指導や相談窓口の設置、建替や改修のための指導等を行う。

第2節 ブロック塀、自動販売機等の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）及び自動販売機等の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

1. 市街地内のブロック塀及び自動販売機等の実態調査

町は、避難場所及び避難路・通学路等を中心に市街地内のブロック塀及び自動販売機等の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

2. ブロック塀等の倒壊・落下防止

「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月制定）に基づき、県と連携して、適正な築造方法の啓発・普及に努める。また、県及び町は、既設のブロック塀等の倒壊防止や安全確保のための施策の推進に努める。

「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

3. 自動販売機の転倒防止

関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

第3節 窓ガラス、看板等の落下防止対策

町は、「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、商業地域など人通りの多い道路や震災時の避難路、緊急輸送道路に面する主として3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

第4節 コンピュータの安全対策

地震発生後の緊急対応やその後の復旧を迅速に進めるためには、行政機能支援システムの早期稼働が不可欠である。

そこで、行政機関が保有するコンピュータ及びデジタル情報の安全対策基準を作成し、必要な措置を講じる。

また、事業者等に対しても安全対策の実施についての啓発、指導を行う。

- (ア) データ保護対策
- (イ) 非常電源対策
- (ウ) 転倒・落下防止対策
- (エ) 漏水対策
- (オ) 火災対策

第5節 文化財の保護

1. 文化財の現況

町内の文化財の現況は資料編：資料第32のとおりである。

2. 建造物に対する耐震対策

- (ア) 日常的な点検を徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し速やかに修理する。
- (イ) 屋根については、葺土の配置や防水対策の考慮等により、文化財保護上支障のない範囲で軽量化を図る。
- (ウ) 文化財の価値を損なわずに耐震のための設備や補強を行うことが必要なため、大規模修理等の際に、伝統的補強工法を含め耐震対策を考慮した工法を取り入れるなどの工夫をする。

3. 美術工芸品に対する耐震対策

- (ア) 文化財の価値を損なうことのないよう、文化財保存科学の専門家などの指導を受け、転倒・転落防止の措置を講じる。
- (イ) 文化財周辺の機械、器具等の落下防止策を講じる。

4. 史跡・名勝に対する耐震対策

- (ア) 地域内の建築物・土塀等の構築物については、建造物の場合と同様に、日常的な点検の徹底により、早期の補修に努める。
- (イ) 石灯籠等倒壊の危険のあるものについては、倒壊しないよう工夫し、転倒した場合でも破損しないようにその周囲の環境整備に配慮する。

5. 火災対策

- (ア) 防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制を充実させる。
- (イ) 関係者による自衛消防隊の結成や近隣の町民による自主消火協力体制を構築する。
- (ウ) 法的に設立が義務づけられている消防用設備等の防災施設を設置するほか、建物規模・構造等を考慮したうえ、必要な設備の設置を指導する。
- (エ) 指定美術工芸品等以外の幕・カーテンその他これらに類するものには防災処理を施す。
- (オ) 文化財の周辺をたき火または喫煙制限区域に指定し、出火防止の徹底を図る。
- (カ) 伝統的建造物群保存地区の防火対策については、地区ごとに地域の実態を踏まえた防災計画を樹立し、地区全体の防災施設の設置、防火界壁の設置、炊事場の内装の不燃化等の防火改修を促進するとともに、地区研修会等を開催して防火対策を促進する。

6. 文化財防災対策の連携

文化財所有者・管理者、文化財審議会、その他関係機関と連携を密にし、文化財防災について連絡・調整を図るとともに、情報を交換し、広い視野で文化財保護に対する諸問題に対処することを検討する。

7. 補助金及び融資

国庫補助金以外に文化財の防災事業に対する町独自の補助金制度及び融資制度の枠について検討する。

第17章 災害時の医療確保

実施体制〔保健福祉課、鋸南病院〕

災害現場に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用、災害時の医療設備の確保、作業人員の確保、関係機関との連携等について、職員並びに関係各機関に対し周知に努める。

＜施策の体系＞



第1節 医療機関の稼働状況等

災害時に発生する多くの負傷者を受け入れることが可能な医療機関の状況について、平時はもちろん、災害時においても的確に把握することが必要であることから、安房医師会等の医療関係団体との連携のもと、状況の把握に努める。

さらに、医療施設の機能を十分に活用するため、ライフライン、医薬品、搬送手段等の確保について検討する。

町内の医療機関は資料編：資料第34のとおりである。

第2節 初期医療体制の整備

発災時の初期医療体制について、実施担当部は、定期的に次の各項目を点検する。

1. 平時業務及び発災により発生する業務の見直し

既入院患者の安全確保及び治療等に要する人員に加え、多数傷病者の来院により業務量が増加することを念頭に置き、職員の行うべき業務、ボランティアに委譲できる業務、専門的知識を要する業務などについて整理を行い、円滑な業務の遂行ができるよう体制作りを努める。

2. 非常参集基準の明確化

通信手段の寸断に備え、自主参集を行う場合の基準を明確にしておく。

3. 非常参集可能職員等の把握

発災時における人員不足を補い、かつ十分な診療行為を行うために、平時から非常時に徒歩あるいは自転車等で参集できる職員数及び所要時間を把握しておく。

4. 勤務時間内外における職場との通信手段の確立

非常時における電話回線等の輻輳^{ふくそう}に備え、代表電話等以外に災害時優先電話の指定を受けるほか、携帯電話等の導入を図り、通信手段の確保を図る。

5. 町の避難所及び危険箇所の把握

医療機関周辺における避難所、避難路及び危険箇所を把握することにより、既入院患者及び職員の安全な避難手段を確保しておく。

6. 防災関係機関との連携の充実・強化

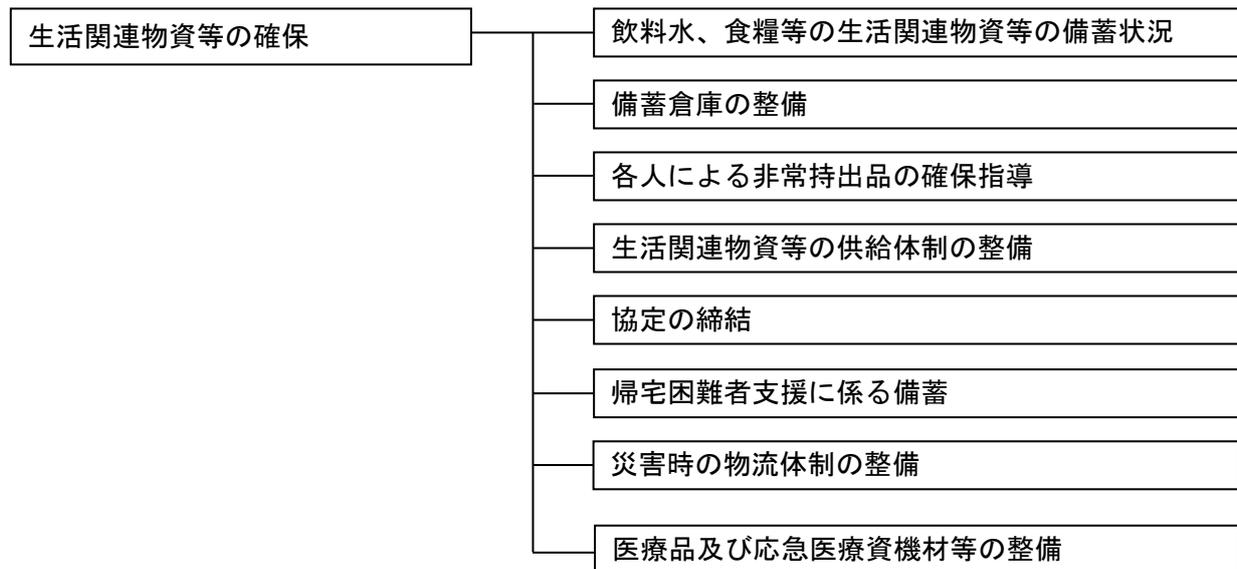
被災状況に係る情報の収集及び患者搬送手段の確保、並びに不足する人員を補充するボランティア活動の導入に備え、県、保健所、消防、警察、自衛隊、その他指定公共機関及び安房医師会、安房歯科医師会、館山薬剤師会、千葉県看護協会、ボランティア団体、マスコミ等との関係を充実・強化し、必要に応じて、協定の締結を行う。

第18章 生活関連物資等の確保

実施体制〔総務企画課、税務住民課、保健福祉課、建設水道課〕

町は、町民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、町民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流体制の整備を図る。また、訓練等を通じ、平時から物資の備蓄状況や運送手段の確認、発災時の連絡及び要請手続等の把握に努める。

<施策の体系>



第1節 飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況

町は備蓄している物資の品目、量、保管場所について、県及び近隣市町村との情報交換を行い、常に飲料水、食糧等の生活関連物資の備蓄状況について把握を行う。

車両、機械類のための燃料の備蓄については、保管場所を選定し、通常の子備燃料のサイクルの中で常に新しいものが維持されるとともに、停電時の給油手段の確保を図る。また、車両や機械類の点検を通じて、残量や稼動状況を把握する。

災害時における公用車への優先給油、災害対策拠点への燃料供給について石油組合等と協議し、災害協定の締結を進めるほか、協定済みの一般社団法人千葉県 LP ガス協会（安房支部）と避難所等への燃料、燃焼器具等の供給要領を整備していく。

備蓄状況について更新等があればその都度関係機関へ周知する。

備蓄状況は資料編：資料第33のとおりである。

第2節 備蓄倉庫の整備

備蓄倉庫は避難所ごとに設置しており、備蓄品の充実を図るとともに、非常用の飲料や食料については賞味期限前に入替えを行うなど、在庫管理を適切に行う。また、避難所運営時に外部から搬入される物資の一時的な保管スペースの確保も考慮し、現況施設に不足が想定される場合は倉庫の増設等を検討する。

第3節 各人による非常持出品の確保指導

大規模災害において、被災者の生活安定を図るため、町が発災直後からすべての生活関連物資を確保し、配給することは財政的にも物理的にも困難である。

そこで、災害時の生活関連物資については、あくまでも「各人が必要な当座の物資については、自分達で確保しておくことが必要である」ことを指導、啓発しておく。

最低限の飲料水（1人当たり1日3L程度）と食糧、衣類等は、避難に際して非常持出品として持参するよう広報するとともに、防災訓練、町内会活動等の場を利用して町民に周知徹底しておく。

第4節 生活関連物資等の供給体制の整備

町における備蓄及び調達、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

- (ア) 町は、生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。
- (イ) 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるものすべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努め、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。
- (ウ) 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第5節 協定の締結

町は各団体、機関、事業者との協定を締結し、生活関連物資等の確保に努める（資料編：第63）。また、協定相手に対して、防災訓練や研修への参加要請や、定期的な内容更新・確認の通知、平時における補助・支援等を行うことで、協定の機能維持・強化を図る。

表 1.18.1 物資協定一覧

締結団体	名称	内容
千葉県LPガス協会安房支部	エルピーガス供給に関する協定	災害時におけるLPガス優先供給協定
河野石油(有)	災害時における燃料供給に関する協定	災害時におけるガソリン、軽油、灯油、重油の優先供給協定
(有)松井商店	災害時における燃料供給に関する協定	災害時におけるガソリン、軽油、灯油、重油の優先供給協定
(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続または早期再開に関する協定書	地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資の調達及び供給
5日で500枚の約束。 プロジェクト実行委員会	災害時における量の提供等に関する協定	地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合における、避難所等に対する量の優先提供
一般社団法人 日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	災害時に避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等の供給、運搬等の支援

第6節 帰宅困難者支援に係る備蓄

町は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

第7節 災害時の物流体制の整備

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たすため、平時から物資の集積拠点を選定する。選定に当たっては、被災者への物資供給の迅速化を図るために、大規模災害時には物資集積拠点での一元管理を、小規模・局地的災害時には避難所での分散管理をする等、被害状況や発災後の時間経過に応じて臨機応変な対応をとれる物資受け入れ・流通体制を構築する。

また、大量な物資の円滑な仕分けや避難所への輸送等に対応するため、民間物流事業者と協定を締結するなどの体制整備に努める。なお、災害時には避難所班と調達班の連絡を緊密に行い、必要物資の種類や数量の確認を行い、被災者のニーズに的確な対応を行う。

第8節 医薬品及び応急医療資機材等の整備

1. 災害用医薬品等の備蓄

県は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、安房健康福祉センターに1セット（500人分）災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備している（令和3年3月現在）。

2. 応急医療資機材の備蓄

県は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を安房健康福祉センターに10セット整備している（令和3年3月現在）。

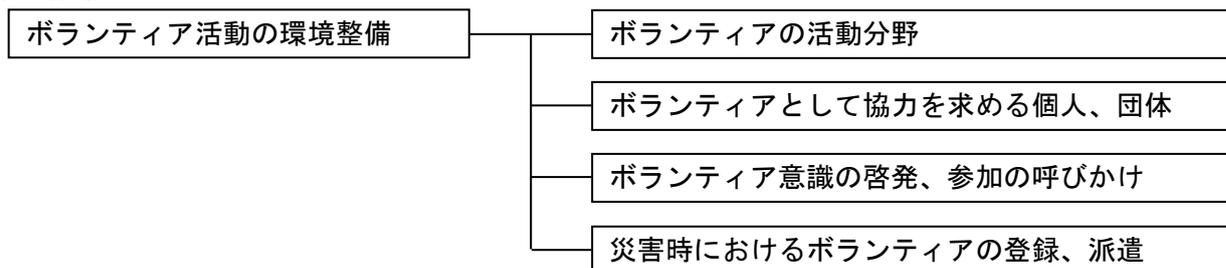
第19章 ボランティア活動の環境整備

実施体制〔総務企画課、保健福祉課〕

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

そのため、発災時に迅速な受け入れができるよう、業務スペースの選定や資機材、物資の備蓄などの受け入れ・調整体制を整備する。

＜施策の体系＞



第1節 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

1. 専門分野

- (ア) 救護所での医療、看護
- (イ) 被災建築物の応急危険度判定
- (ウ) 外国語の通訳、情報提供
- (エ) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- (オ) 被災者への心理治療
- (カ) 高齢者や障害者等避難行動要支援者の看護、情報提供
- (キ) その他専門的知識、技能を要する活動等

2. 一般分野

- (ア) 避難所の運営補助
- (イ) 炊き出し、食糧等の配布
- (ウ) 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- (エ) 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- (オ) 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- (カ) 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- (キ) その他被災地における軽作業等

第2節 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

1. 個人

- (ア) 被災地周辺の町民
- (イ) 応急危険度判定士
- (ウ) 被災宅地危険度判定士
- (エ) ボランティア活動の一般分野を担う個人
- (オ) その他

2. 団体

- (ア) 日本赤十字社千葉県支部
- (イ) 一般財団法人千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- (ウ) 公益財団法人千葉県国際交流協会
- (エ) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- (オ) その他ボランティア活動団体

第3節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

1. 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練や町広報紙でボランティアの重要性を広報し、ボランティア意識の高揚を図る。

2. 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

第4節 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受け付け、登録は原則として発災後に実施することとし、平時から県や鋸南町社会福祉協議会と十分な連携を図り受け入れ体制の充実を図る。

1. 担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応することとなっており、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を調整の上、要請する。

表 1.19.1 各活動担当部局による対応表

活動分野	個人・団体	県受け付け窓口
医療、看護	医師、看護婦、薬剤師、歯科医師	健康福祉部衛生指導課
応急危険度判定	応急危険度判定士	県土整備部建築指導課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害者福祉推進課

外国語通訳、翻訳、 情報提供	(公財)千葉県国際交流協会	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千 葉県支部	防災危機管理部消防課

なお、応急危険度判定士については、平時に講習を行い、登録を行っていることから、発災時に県、建築関係団体等と速やかに連携を図り、応急危険度判定士への連絡とその招集を行う。

2. (仮称) 災害ボランティアセンター及び町による登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される(仮称)災害ボランティアセンター及び町が設置する窓口において受け付け、登録する。なお、町の受け入れ窓口は、社会福祉協議会との協定に基づき設置される「鋸南町災害ボランティアセンター」とする。

町は、(仮称)災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの協力を得て的確な応急対策を実施する。

3. 被災現地における受け付け

被災地域内住民のボランティア希望者や(仮称)災害ボランティアセンター及び町による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、町のボランティア受け入れ窓口(鋸南町災害ボランティアセンター)において受け付けを行い、そこでの災害対策活動に従事する。

4. 感染症対策について

鋸南町災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや経験などを踏まえ、関係団体と協議する。

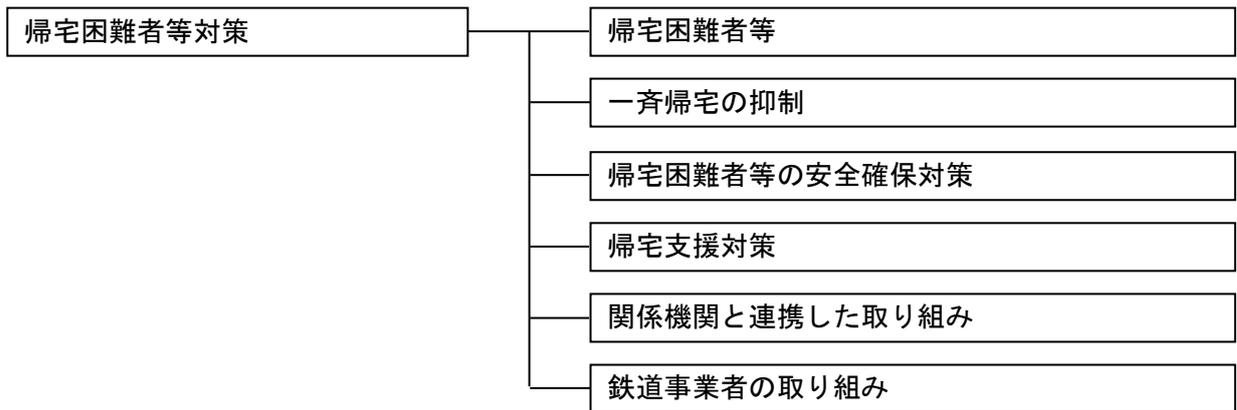
第20章 帰宅困難者等対策

実施体制〔教育委員会、各事業所、各機関〕

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷する恐れや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、町等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

<施策の体系>



第1節 帰宅困難者等

1. 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2. 帰宅困難者の発生予想数

平成27年(2015年)国勢調査によると、鋸南町で他市区町村へ通勤、通学している町民は1,954人である。利用交通手段別では、鉄道を利用するのは約500人で、それ以外の多くは自家用車を使用しているものと考えられる。従って、大規模地震によってJR内房線の不通、国道127号の通行止めが発生した場合、多くの町民が帰宅困難者になることが想定される。

なお、平成19年千葉県地震被害想定調査によると、三浦半島断層帯地震が発生した場合1,439名の帰宅困難者が発生すると予想されている(平成26・27年千葉県地震被害想定調査では、全ての交通機関が停止した場合の想定として、南房総市との合計で最大3,800人と予想されている)。

第2節 一斉帰宅の抑制

1. 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

2. 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、町は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、J-anpi、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3. 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、一人ひとりが望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺における情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、県は、町や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺、道の駅等の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

4. 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努める。

第3節 帰宅困難者等の安全確保対策

1. 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。特に、本町では、海水浴の時期等観光シーズンに町外から来た帰宅困難者の発生が予想される。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、町は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、町は、あらかじめ、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

3. 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

町は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

第4節 帰宅支援対策

1. 帰宅支援対象道路の周知

町は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都区市と連携して周知を図る。

2. 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、九都区市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、町内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、町や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

3. 搬送手段の確保

町は、障害者、高齢者、妊婦または乳児連れの者など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第5節 関係機関と連携した取り組み

1. 帰宅困難者等対策連絡協議会

市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

2. 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、町が事務局となり、県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設立し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

第6節 鉄道事業者の取り組み

駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。